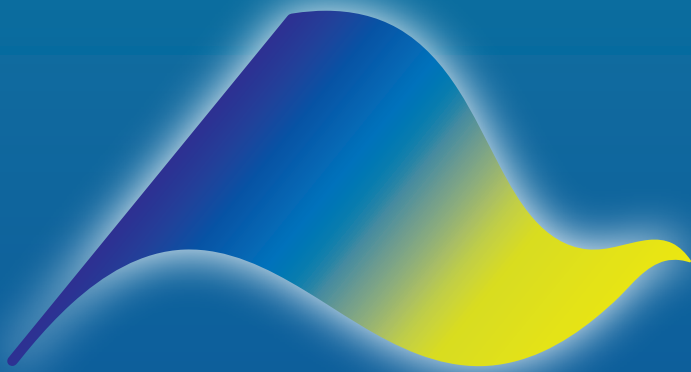




HAMAMATSU IWATA SHINKIN DISCLOSURE 2026

浜松いわた信用金庫ディスクロージャー

CONTENTS

金庫概要

経営理念	1
経営方針	2
金庫概況	3
業績ハイライト	4
健全性について	5
不良債権の現状について	5

地域活性化への取組み

地域活性化への取組み	6
気候変動への取組み	7
金融円滑化への取組み	8

内部態勢

リスク管理について	10
コンプライアンス態勢について	11
金融ADR制度への対応について	12
お客さま保護について	13

組織

総代会制度について	15
組織・役職員の状況	17
沿革	18

データで見る浜松いわた信用金庫

単体データ

単体財務諸表	19
経営指標	26

連結データ

連結情報	32
連結財務諸表	32
連結経営指標	38

バーゼルⅢ(第三の柱)

自己資本の充実の状況等について	39
-----------------	----

店舗一覧

店舗一覧	60
------	----

- 「HAMAMATSU IWATA SHINKIN DISCLOSURE」は、信用金庫法第89条に基づいて作成したディスクロージャー誌です。
- 本誌に掲載している計数は、原則として単位未満を切り捨ての上、表示しています。



浜松いわた信用金庫

経営理念

経営理念は、当金庫の基本的価値観を明文化し、これを企業としての使命、経営の目的、役職員の行動指針として金庫の内外に表明するものです。全ての役職員が本経営理念の趣旨を深く理解し、実現に向けて行動することを目的として本経営理念を定めています。

経営理念

お客様のために

お客様の喜びを自らの喜びとし、輝く未来を目指してともに歩んでまいります。

地域のために

新たな価値を創出し、地域の創生・活性化に貢献します。

社会的責任 (CSR、SDGs、ESG)

公正かつ健全な経営をおこない、持続可能な社会づくりに寄与します。

役職員のために

変革と挑戦を続け、活力ある組織を目指します。

ユニバーサルバリュー宣言(SDGs行動宣言) 2019.1.21制定

当金庫では、組織全体あるいは役職員の一人一人が地域の一部、社会の一部、ひいては世界の一部であると考え、世界的課題である「持続可能な社会の実現」「誰一人、取り残さない社会の実現」を目指します。そのために、当金庫はSDGsを経営理念の根幹に位置付け、広く社会課題の解決に取り組むとともに、自らも持続的成長を目指していくことを宣言します。

1. 人を大切にする

働き方改革、ワークライフバランス向上、ダイバーシティ推進等、全ての人が個性と能力を十分に発揮できる働きがいのある職場づくりに努めます。また、金融仲介機能の発揮を通じて、人権保護、社会的弱者支援等の社会的課題の解決に貢献します。

2. 地域を大切にする

地域産業成長へのコミットメント、お取引先企業の付加価値向上、お客さまの豊かな生活の実現等、地域の魅力や価値を創出することで、地域・お取引先・当金庫それぞれの持続的な成長を目指します。また、地域の環境保全や災害対策強化に取り組むことで、住み続けられる街づくりに貢献します。

3. 地域への取組みを通じて世界の課題と向き合う

金融仲介機能の発揮を通じて、地球温暖化防止、生物多様性保全等、世界的な課題の解決に貢献するとともに、地域における具体的な取組みを進めます。

4. 取組みの裾野を広げる

お取引先や金庫役職員におけるSDGsの認知度・理解度の向上に努めるとともに、お取引先のSDGsへの取組みを支援することを通じて、取組みの裾野の拡大を目指します。

経営方針

第二次中期経営計画「Run to the Future～未来への挑戦～」概要 (2024年度～2026年度)

当金庫は2024年度より、第二次中期経営計画「Run to the Future ～未来への挑戦～」をスタートしました。
本計画では、静岡県西部地域の10年後のありたい姿を、「魅力あふれる、持続可能な地域経済・社会」と据えながら、その実現に向けた「原動力」として、当金庫が貢献していくことを、長期ビジョンとして掲げています。

<長期ビジョン>>>

当金庫は、地域の課題解決企業として
「魅力あふれる、持続可能な地域経済・社会」
実現のための原動力となる。



3年間
中期ビジョン

3つの
基本方針

6つの
戦略

「魅力あふれる、持続可能な地域経済・社会」を実現するために・・・

金融仲介機能の
強化

信用金庫としての
存在意義の発揮

収益力の強化、
財務体質の強靱化

人的資本経営の
実現

1. お客さまとの接点強化を図り、課題解決機能・金融仲介機能を発揮する
2. “信用金庫”の強みを磨き、地域へ貢献するための収益力を強化する
3. 職員が活き活きと働き、誰もが輝ける職場環境や組織風土を目指す

I 「金融仲介機能の発揮」

①コアビジネス戦略・・・【ファイナンス機能強化による資金供給力の強化】

地域経済の持続的な発展に向け、信用金庫の重要な役割である「金融仲介、資金供給」などのファイナンス機能を再構築していきます。

②ソリューション戦略・・・【課題発見力と課題解決力（提案力）でお困りごと「ゼロ」を目指す】
お客さま、地域の皆さまの、お困りごと「ゼロ」を合言葉に、伴走型支援を通じた「課題解決」を進めていきます。

II 「経営基盤の強化」

③人財戦略・・・【人的資本経営の実現】

経営戦略に即した人財戦略を確立して、必要な「人財」の確保と育成を進めるとともに、エンゲージメントと役職員相互間の信頼関係を高めていきます。

④経営力強化戦略・・・【経営環境変化に向けた体制整備】

お客さま、地域の皆さまを支えるために必要な、経営力を強化していきます。

⑤DX・IT戦略・・・【イノベーションと共創価値向上】

デジタルとITを活用し、イノベーションによる新たなお客さま体験創出と共創価値向上を実現していきます。

⑥サステナブル戦略・・・【持続可能な社会の実現】

地域との信頼関係を維持、強化しながら、持続可能な地域社会の構築に貢献してまいります。

金庫概況

概 要

(2026年3月31日現在)

金庫名称	正式名称 浜松磐田信用金庫 通 称 浜松いわた信用金庫	業 容	預金量(譲渡性預金含む) 2兆8,730億円 貸出金量 1兆4,524億円 役職員数：金庫単体 1,624人 ：金庫グループ全体 1,687人
店舗数	営 業 店 87店舗(うち店舗内店舗16、出張所1) 拠 点 数 71拠点	関連会社	浜松いわたビジネスサービス株式会社 はましんリース株式会社 浜松いわた信用保証株式会社
店外ATM数	店外ATM 52拠点	海外拠点	バンコク駐在員事務所
営業地区	静 岡 県 浜松市 磐田市 湖西市 袋井市 周智郡森町 掛川市 菊川市 御前崎市 牧之原市 島田市 榛原郡 静岡市 藤枝市 焼津市 2026年7月1日現在 愛 知 県 豊橋市 北設楽郡(旧設楽町を除く)	主要業務	預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託及び登録業務、附帯業務
本店所在地	浜松市中央区元城町114番地の1		
設立	1950(昭和25)年4月10日		
出資金	22億16百万円(会員数121,087人)		

営業地区について

信用金庫は、会員制度による協同組織の地域金融機関であり、一定地域内の中小企業や地域住民の方を会員としています。融資対象は会員の方を原則としておりますが、会員以外の方の融資も一定の条件で認められています。一方、預金は会員以外の方でもご利用いただけます。当金庫の営業区域は上記の市町に限定されております。なお信用金庫法による会員資格は、金庫の営業地区内に①住所また

は居所を有する方、②事業所を有する方、③勤労に従事する方、④事業所を有する方の役員及びその信用金庫の役員となっているほか、個人事業者では常時使用する従業員数が300人を超える場合、また法人事業者で常時使用する従業員が300人を超えかつ資本金が9億円を超える場合は会員となれない、など規模による制限があります。

主要な事業の内容

- 1. 預 金 業 務** (1) 預金…当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、納税準備預金、外貨預金等を取り扱っております。
(2) 譲渡性預金…譲渡可能な預金を取り扱っております。
- 2. 貸 出 業 務** (1) 貸付…手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。
(2) 手形の割引…商業手形及び荷付為替手形の割引を取り扱っております。
- 3. 有 価 証 券 投 資 業 務** 預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券等に投資しております。
- 4. 内 国 為 替 業 務** 送金為替、振込及び代金取立等を取り扱っております。
- 5. 外 国 為 替 業 務** 輸出、輸入及び外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っております。
- 6. 社債受託及び登録業務** 担保付社債信託法による社債の受託、公共債の募集受託及び登録に関する業務を行っております。
- 7. 附 帯 業 務** (1)代理業務 ①日本銀行歳入代理店業務 ②地方公共団体の公金取扱業務 ③勤労者退職金共済機構等の代理店業務 ④株式払込金の受入代理業務及び株式配当金、公社債元利金の支払代理業務 ⑤住宅金融支援機構等の代理貸付業務
(2)保護預り及び貸金庫業務 (3)有価証券の貸付 (4)債務の保証 (5)公共債の引受 (6)国債等公共債及び証券投資信託の窓口販売 (7)保険商品の募集業務(保険業法に基づく保険募集) (8)共済募集業務(中小労災共済法に基づく共済募集) (9)電子債権記録業に係る業務

業績ハイライト

業績

主要な経営指標

(単位：利益千円、残高百万円、比率%)

	2024年度	2025年度
経常収益	34,076,208	46,456,455
経常利益	3,118,049	5,841,793
当期純利益	2,264,628	4,154,500
出資総額	2,242	2,216
出資総口数(千口)	22,424	22,169
純資産額	117,883	130,912
総資産額	3,149,477	3,234,007
預金積金残高 (譲渡性預金含む)	2,845,455	2,873,093
貸出金残高	1,393,762	1,452,483
有価証券残高	978,561	933,041
単体自己資本比率	13.35%	13.22%

預金積金は、個人預金を中心に堅調に増加し、譲渡性を含む期末残高は前期比**276億37百万円（0.97%）**増加の**2兆8,730億93百万円**となりました。

また、貸出金は、課題解決を起点とした伴走型支援活動を通じて、積極的かつ機動的な案件創出と資金供給により、お客様の取組みを後押しした結果、期末残高は前期比**587億20百万円（4.21%）**増加の**1兆4,524億83百万円**となりました。

収支については、費用面では預金支払利息が増加、更には有価証券売却損の計上等があったものの、収入面で貸出金利息収入や各種ソリューション提供を通じた受入手数料収入が堅調に推移したため、当期純利益は前期比**18億89百万円（83.45%）**増加の**41億54百万円**となりました。

金融経済環境

2025年度の日本経済は、賃上げの広がりに加え、設備投資やインバウンド需要の持ち直し、新政権発足に伴う政策期待の高まり等を背景に、日経平均株価が過去最高値を更新する場面もみられるなど、緩やかな回復基調が続きました。一方、米国の関税政策や中東情勢の緊迫化を背景に先行き不確実性が高まるなか、人手不足や原油を中心とした原材料価格の高騰による物価上昇が、企業収益や個人消費の下押し要因となる場面もみられました。

当地域経済は、主要産業である自動車関連産業の堅調な受注などに支えられ、緩やかな回復基調が継続しました。もっとも、業種によっては、原材料価格・仕入価格や人件費等の上昇分を販売価格へ十分に転嫁できないケースもみられ、景況感是不透明感の残る状況が続いています。

今後の展望と課題

人口減少・少子高齢化といった構造的課題に加え、脱炭素社会への移行やDXの進展、「金利のある世界」の定着、さらに米国の関税政策を契機とした国際経済・サプライチェーンの変化、地政学リスク等を背景とする為替・金利・資源価格の変動などにより、当地域経済・社会は大きな転換期にあります。当金庫は、これらの変化を地域変革の機会と捉え、地域とともに歩む信用金庫としての役割と責任を一層強く認識しています。

第二次中期経営計画の最終年度となる2026年度は、計画達成を確実なものとするともに、次期中期経営計画へ円滑に移行するための重要な年度と位置付け、引き続きお客様との対話を重ね、信頼関係を大切にしながら金融仲介機能を十分に発揮し、「魅力あふれる、持続可能な地域経済・社会」の実現に貢献してまいります。

健全性について

単体自己資本比率

自己資本比率は、金融機関の安全性、健全性を示す基本的な指標です。

2026年3月末の単体自己資本比率は13.22%となり、国内基準である4%を大きく上回る高い水準を維持しております。

$$\text{単体自己資本比率} = \frac{1,856\text{億}66\text{百万円 (自己資本の額)}}{1\text{兆}3,593\text{億}27\text{百万円 (信用リスク・アセット)} + 441\text{億}08\text{百万円 (オペレーショナル・リスク)}} \times 100 = 13.22\%$$

(単位：百万円)

項目		2026年3月末
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	187,996
コア資本に係る調整項目の額	(ロ)	2,330
自己資本の額	(ハ) = (イ) - (ロ)	185,666
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ) = (ホ) + (ヘ)	1,403,435
信用リスク・アセット	(ホ)	1,359,327
オペレーショナル・リスク	(ヘ)	44,108
単体自己資本比率	(ハ) / (ニ) × 100	13.22%

不良債権の現状について

2025年度の開示債権は、前期比63億38百万円減少し、551億4百万円となり、総与信に占める割合は3.74%となりました。

この開示債権合計に対する担保・保証等による保全率は84.5%となっております。

今後につきましても、リスク管理態勢を強化し資産の健全性を確保していくとともに、地域金融機関の責務として、お取引先企業の経営指導や経営再建支援等へ積極的に取り組み、地域の活性化に寄与してまいります。

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2024年度	2,679	2,679	1,296	1,383	100.0%	100.0%
	2025年度	5,959	5,959	1,989	3,970	100.0%	100.0%
危険債権	2024年度	47,135	42,664	33,137	9,527	90.5%	68.0%
	2025年度	41,958	37,894	29,470	8,423	90.3%	67.4%
要管理債権	2024年度	11,627	5,358	2,918	2,439	46.0%	28.0%
	2025年度	7,185	2,727	1,912	815	37.9%	15.4%
三月以上延滞債権	2024年度	1	1	1	—	100.0%	100.0%
	2025年度	22	22	22	—	100.0%	100.0%
貸出条件緩和債権	2024年度	11,626	5,357	2,917	2,439	46.0%	28.0%
	2025年度	7,163	2,705	1,889	815	37.7%	15.4%
小計(A)	2024年度	61,442	50,703	37,351	13,351	82.5%	55.4%
	2025年度	55,104	46,582	33,373	13,209	84.5%	60.7%
正常債権(B)	2024年度	1,353,613					
	2025年度	1,416,207					
総与信残高(A)+(B)	2024年度	1,415,055					
	2025年度	1,471,311					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

地域活性化への取組み

～中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組みの状況～

当金庫は、地域に根差した信用金庫として、「地域活性化」を継続的な取組課題と位置付けています。当地域の事業者の皆さまへのご支援および地域経済への貢献に向け、取り組んでいます。

なお、金融機関の金融仲介機能を客観的に評価するための指標である「金融仲介機能のベンチマーク」に関する内容も以下「取組状況と主な実績」の中で併せて掲載しています。当金庫では、地域金融機関として金融仲介機能の質をより一層高めていくために、このベンチマークを自己評価に活用してまいります。

取組状況(2025年4月～2026年3月)

1. 事業者のお客さまへのコンサルティング機能の発揮

具体的項目	取組方針	取組状況と主な実績		
(1) 事業者のお客さまのライフステージに応じたコンサルティング				
・創業、新事業支援	●創業・新事業支援体制の強化	●起業家支援拠点「FUSE」（シリコンバレープロジェクト）の運営 起業家やスタートアップ、新規事業を志す中小企業のためのイノベーションハブ拠点として2020年6月に運営をスタートし、コワーキングスペースの提供やコミュニティ形成を促し、各種イベントの実施やFUSEメンバーに対する伴走型支援を展開。（2026年3月末FUSEメンバー286先） ●トライアルキッチン運営 飲食関連事業を志す人が、本格的な厨房設備でメニュー開発や試作、プレ営業ができ、初期費用を抑えながらビジネスの実現性を検証し準備する場として活用。 ●fabスペース 3Dプリンターやレーザーカッターなどのデジタル工作機械を備えたモノづくり空間で、起業家やクリエイターが試作品の製作や製品開発の検証を迅速に行うことができる場を提供。 ●FUSE - ON CHALLENGE2025（アクセラレーションプログラム） ・エントリー数：39件 独創的で新規性があり実現可能性の高いビジネスモデルをもった創業者・事業者を選抜し、メンターを中心としたアドバイザリーボードの設置による伴走型支援を実施。 ●創業スクール（第12期） ・スクール受講生：34名 経営に必要な基礎知識や実施スキルを学ぶ起業家育成講座。事業計画の作成、財務、マーケティングなどを体系的に学びながら、短期間でビジネスプランのブラッシュアップを実施。 ●浜松市の受託事業の実施 次世代スタートアップ育成事業（Doer Tribe Hamamatsuの運営）では、学生向けにアントレプレナーシッププログラムを実施。また、浜松市スタートアップ成長支援事業では、FUSEにスタートアップ相談窓口の設置と厳選された企業に対して伴走支援を実施するとともに海外派遣プログラムを実施（浜松スタートアップインキュベーター）。 <table><tr><th>創業支援先数</th></tr><tr><td>663先</td></tr></table>	創業支援先数	663先
創業支援先数				
663先				
・成長段階における支援	●ビジネスマッチングの推進 ●海外展開支援 ●M&Aの支援 ●各種補助金申請支援 ●人材紹介 ●大口資金ニーズへの対応	・ビジネスマッチング成約件数：1,117件 ・海外進出・貿易取引支援件数：168件 ・M&A支援件数：406件（うち成約：18件） ・各種補助金申請支援：86件（うち成約：32件） ・人材紹介事業関連成約：79件（うち先導的人材マッチング事業採択：45件【正社員35件、兼業副業人材10件】） ・SDGs私募債の引受：5件		

具体的項目		取組方針	取組状況と主な実績		
・ 経営相談 ・ 経営改善支援 ・ 事業再生支援	● 経営課題の積極的な把握と、最適なソリューションの提供 ● 外部専門機関と連携し、真に実効性の高い事業再生支援への積極的な取組みと円滑な廃業支援への取組み ● 「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨に則った、早期の事業再生・清算への取組み	・ 経営改善支援取組先数：285先 ・ 経営改善計画策定完了先数（中小企業活性化協議会関与等）：19先	<table><tr><td>外部専門家を活用した経営改善・事業再生支援</td></tr><tr><td>65件</td></tr></table>	外部専門家を活用した経営改善・事業再生支援	65件
	外部専門家を活用した経営改善・事業再生支援				
65件					
・ 事業承継支援	● 事業承継支援体制の強化		<table><tr><td>事業承継支援件数</td></tr><tr><td>195件</td></tr></table>	事業承継支援件数	195件
事業承継支援件数					
195件					
・ デジタル化への対応	● IT化・デジタル化のための支援	● 労務管理システム導入、販売・生産管理システム導入、EC・WEBマーケティング活用など、お取引先のIT化・デジタル化のサポートを実施。 ・ 人事・勤怠・給与、ペーパーレス、経費精算等のバックオフィス支援：19件 ・ 在庫・販売管理、生産管理支援：15件 ・ ホームページ、EC・WEBマーケティング支援：21件 ・ キャッシュレス導入：27件	<table><tr><td>相談受付件数</td></tr><tr><td>108件</td></tr></table>	相談受付件数	108件
相談受付件数					
108件					

(2) 各種コンサルティング機能を発揮するための取組み

・ 体制整備 ・ 人材育成	● 若手職員の早期戦力化 ● 専門性を高める人材育成 ● 管理職のマネジメント能力強化 ● 自己啓発支援の拡充	・ 個々のスキルに合わせた分野別・階層別での実践的な研修カリキュラムを実施。 ・ FP1級対策講座や中小企業診断士・宅地建物取引士対策講座など専門性の高い資格取得に向けた支援を実施。 ・ 部課店長、役席者を対象にマネジメント研修を実施。 ・ 平日のアフター5および土曜日を活用したまなぼう道場の開催やeラーニングコンテンツの整備・拡充を実施。	<table><tr><td>中小企業診断士数</td></tr><tr><td>45名</td></tr><tr><td>1級ファイナンシャルプランニング技能士数</td></tr><tr><td>101名</td></tr><tr><td>宅地建物取引士 資格取得者数</td></tr><tr><td>168名</td></tr></table>	中小企業診断士数	45名	1級ファイナンシャルプランニング技能士数	101名	宅地建物取引士 資格取得者数	168名
中小企業診断士数									
45名									
1級ファイナンシャルプランニング技能士数									
101名									
宅地建物取引士 資格取得者数									
168名									

2. 地域連携・地方創生への積極的な取組み

具体的項目	取組方針	取組状況と主な実績
・地域的、広域的な経済活性化の推進	●産学官金連携による地方創生に向けた各種施策の提案と推進	●やらまいかファンド 成長ステージにいる企業を中心にエクイティファイナンスの提案を積極的に推進した結果、2025年度は2件・80百万円の投資を実行。 ●A-SAP事業（産学官金連携イノベーション事業） 当地区中小企業の技術的課題を解決するべく、A-SAP事業の提案を積極的に活用した結果、5件が採択された。 ●テックプランター (株)リバネスと共催し、大学研究者向けの事業プランコンテストを実施。 ●静岡大学の産学連携大賞の授与 長年、産学連携への活動に積極的であり、市場ニーズに沿った研究を進めている研究者を表彰する制度。

気候変動への取組み

TCFD提言への賛同・開示

当金庫は、「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」提言へ賛同を表明し、TCFD提言を踏まえた気候変動リスク、機会に関する情報を開示しています。

開示項目

- ①ガバナンス、②戦略、③リスク管理、④指標と目標
開示内容については、当金庫ホームページをご覧ください。
https://hamamatsu-iwata.jp/about/outline/post_12.html

金融円滑化への取組み

金融円滑化に対する取組み

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金供給は、協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

浜松いわた信用金庫は、地域の事業者・個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、営業店および夢おいプラザ浜松・磐田等にて、資金繰りやご融資の返済方法の見直し、経営全般に関する事業者・個人のお客さまからの相談を承っております。

当金庫は引続き、新規融資やご返済条件の変更等のお申込み、「経営者保証に関するガイドライン」(2014年2月1日適用)および同ガイドラインの特則(2020年4月1日適用)に基づくお客さまの個人保証に関する適切な対応等、経営に関する各種ご相談に真摯に取り組んでまいります。

詳しくは、当金庫ホームページをご覧ください。当金庫各営業店へお問合せください。

ホームページ <https://hamamatsu-iwata.jp/>

金融円滑化基本方針

浜松いわた信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力で取り組みます。

1.取組方針

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金供給は、営業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

当金庫は、お客さまの資金需要や貸出条件の変更等の申込みがあった場合、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2.金融円滑化の実施に向けた態勢整備

当金庫は上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢を整備しています。

- ・2009年12月22日に金融円滑化管理責任者を審査部担当代表理事と定めました。2019年1月21日より金融円滑化管理責任者を審査部担当役付理事と定めました。2024年4月1日より金融円滑化管理責任者をファイナンス支援部担当役付理事と定めました。金融円滑化管理責任者は適切な金融円滑化管理態勢整備・確立のための権限を有します。
- ・2009年12月22日に本基本方針、金融円滑化管理方針を策定し、金庫全体に周知させています。
- ・2013年12月5日「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表され、2014年2月1日から適用の「経営者保証に関するガイドライン」を遵守し、お客さまの個人保証に関する適切な対応を行っています。
- ・2019年12月24日「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表され、2020年4月1日から適用の事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則を遵守し、適切な対応を行っています。
- ・2022年3月4日「中小企業の事業再生等に関する研究会」から公表され、2022年4月15日から適用の「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」を遵守し、お客さまの事業再生等に関する適切な対応を行っています。
- ・お客さまへの経営改善支援を行うため経営サポート部に経営サポート課を、ソリューション支援部に地域活性課、国際業務課を設置しています。
- ・与信取引に関するお客さまへの説明を適切かつ十分に行うため与信取引説明マニュアルを制定しています。
- ・与信取引に関するお客さまからの問い合わせ、相談、要望および苦情等へ対応するため営業統括部にお客様サービス課を設置しています。

3.他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸出条件の変更等の申し出があり、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めていきます。

金融円滑化の実施状況等について

●金融円滑化実施に関する方針の概要について

当金庫は「金融円滑化基本方針」を2009年12月22日に制定しました。本方針は地域金融の円滑化に全力で取り組むことを謳ったうえで①取組方針、②金融円滑化措置の実施に向けた態勢整備、③他の金融機関等との緊密な連携を述べています。本方針は地域のお客さまへのメッセージとして金庫のホームページに掲載しました。

同日に「金融円滑化管理方針」を制定しました。本方針は①金融円滑化のための経営者の役割、②最終意思決定機関である理事会の役割と権限、③金融円滑化管理責任者であるファイナンス支援部担当役付理事の役割と権限、④金融円滑化管理に向け、適切な審査を実施することの声明、⑤お客さま保護を図ることの声明、⑥お客さまの経営相談・経営指導および経営改善を行うこと、およびお客さまの事業価値を見極めるために研修を実施することの声明、⑦お客さまからの貸出条件の変更等の相談、申込みに応じること、および必要があれば他の金融機関等と連携を図ること、⑧中小企業活性化協議会、地域経済活性化支援機構との連携、⑨金融円滑化管理責任者による「経営者保証に関するガイドライン」および同ガイドラインの特則、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に基づく対応を適切に実施するための態勢整備と周知徹底、⑩お客さまからの保証契約に関する相談に対して「経営者保証に関するガイドライン」および同ガイドラインの特則に基づき適切に対応するための金融円滑化管理責任者、顧客説明管理責任者および顧客サポート等管理責任者の連携の声明からなっています。

「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」および同ガイドラインの特則の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインおよび特則の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	2025年度
新規に無保証で融資した件数	4,024件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	44.80%
保証契約を解除した件数	273件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	4件

経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

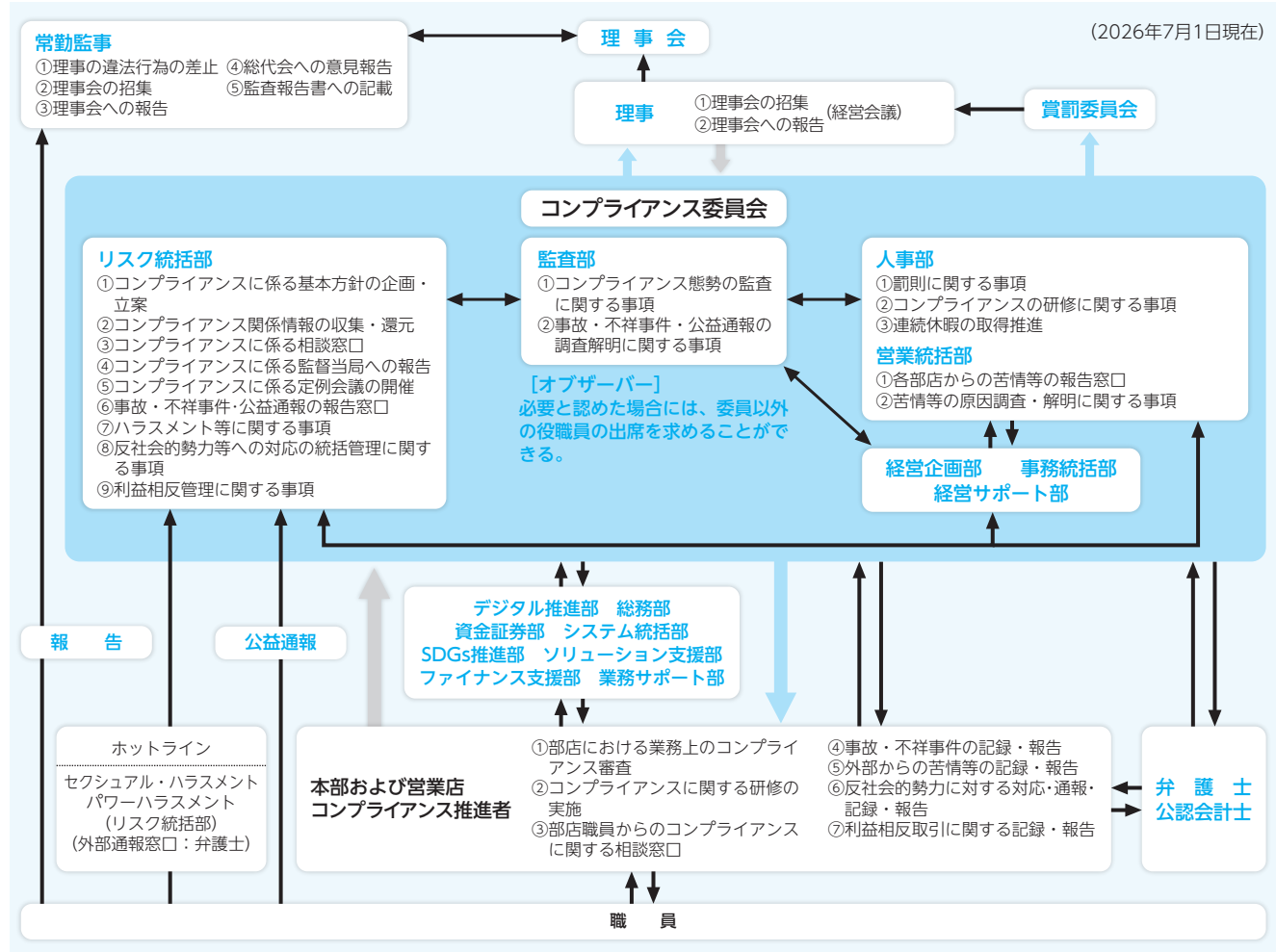
- ・お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
- ・上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ・経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- ・お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ・事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- ・お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

制定 2023年4月1日

コンプライアンス態勢について

コンプライアンス（法令等遵守）態勢

「コンプライアンス」とは日常業務を遂行するうえでの数多くの法令や規程をはじめ、社会的規範にいたるまでのあらゆるルールを遵守することをいいます。当金庫は、お客さまにより一層信頼される金融機関となるため、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題の一つとして位置付け、コンプライアンス態勢の強化に取り組んでおります。



金融ADR制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）への対応について

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という。)を営業店、または、お客様サービス課で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部門等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については、記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。
苦情等は営業店、または、当金庫お客様サービス課へお申し出ください。

●浜松いわた信用金庫 営業統括部 お客様サービス課

住 所 〒430-0946 浜松市中央区元城町114-1
T E L 0120-172-182
F A X 053-453-4823

受付時間 9：00～17：00(土・日・祝日・年末年始は除く)

受付媒体 面談、電話、手紙、FAX、ホームページ

※お客さまの個人情報苦情等の解決を図るため、
またお客さまとの取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、(一社)全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは、当金庫お客様サービス課にご相談ください。

●全国しんきん相談所((一社)全国信用金庫協会)

住 所 〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
T E L 03-3517-5825

受付時間 9：00～17：00(土・日・祝日・年末年始は除く)

受付媒体 電話、手紙、面談(事前に連絡)

5. 静岡県弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫お客様サービス課または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、弁護士会に直接お申し立ていただくことも可能です。また、企業価値担保権信託業務の紛争の場合は、東京三弁護士会が運営する仲裁センター等へお申し出ください。

<一般的な金融商品等の紛争関係の取扱い先>

●静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター浜松支部

T E L 053-455-3009

受付日 月～金(祝日・年末年始は除く)

時間 10：00～12：00、13：00～16：00

<企業価値担保権信託業務の紛争関係の取扱い先>

●東京弁護士会 紛争解決センター

T E L 03-3581-0031

受付日 月～金(祝日・年末年始は除く)

時間 9：30～12：00、13：00～16：00

●第一東京弁護士会 仲裁センター

T E L 03-3595-8588

受付日 月～金(祝日・年末年始は除く)

時間 10：00～12：00、13：00～16：00

●第二東京弁護士会 仲裁センター

T E L 03-3581-2249

受付日 月～金(祝日・年末年始は除く)

時間 9：30～12：00、13：00～17：00

お客さま保護について

顧客保護等管理方針

当金庫は、お客さまの自由な意思を尊重し、その資産、情報およびその他の利益を保護するため、以下に定める事項を遵守いたします。

1. お客さまへの説明	お客さまとの取引に際しましては、法令等に従って金融商品の説明および情報提供を適切かつ十分に行います。
2. お客さまからのご相談・苦情等への対応	お客さまからの相談または苦情等につきましては、お客さま相談窓口において、誠実かつ迅速に対応いたします。
3. お客さま情報の管理	お客さまに関する情報につきましては、法令等に従って適切に取得し、安全に管理いたします。
4. 業務の外部委託についての管理	お客さまとの取引に関連して、当金庫の業務を外部委託することにつきましては、お客さまの情報その他お客さまの利益を守るため、適切に外部委託先を管理いたします。
5. お客さまの利益の適切な保護	お客さまとの取引にあたり、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客さまの利益を保護いたします。

※本方針において「お客さま」とは、「当金庫をご利用されている方および今後ご利用を検討されている方」をいいます。

※お客さま保護の必要性のある業務は、与信取引、預金等の受入れ、金融商品の販売、仲介、募集等のお客さまと当金庫との間で行われるすべての取引に関する業務をいいます。

制定 2007年5月22日

改正 2019年1月21日

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくため、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまに不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、窓口までお問い合わせください。

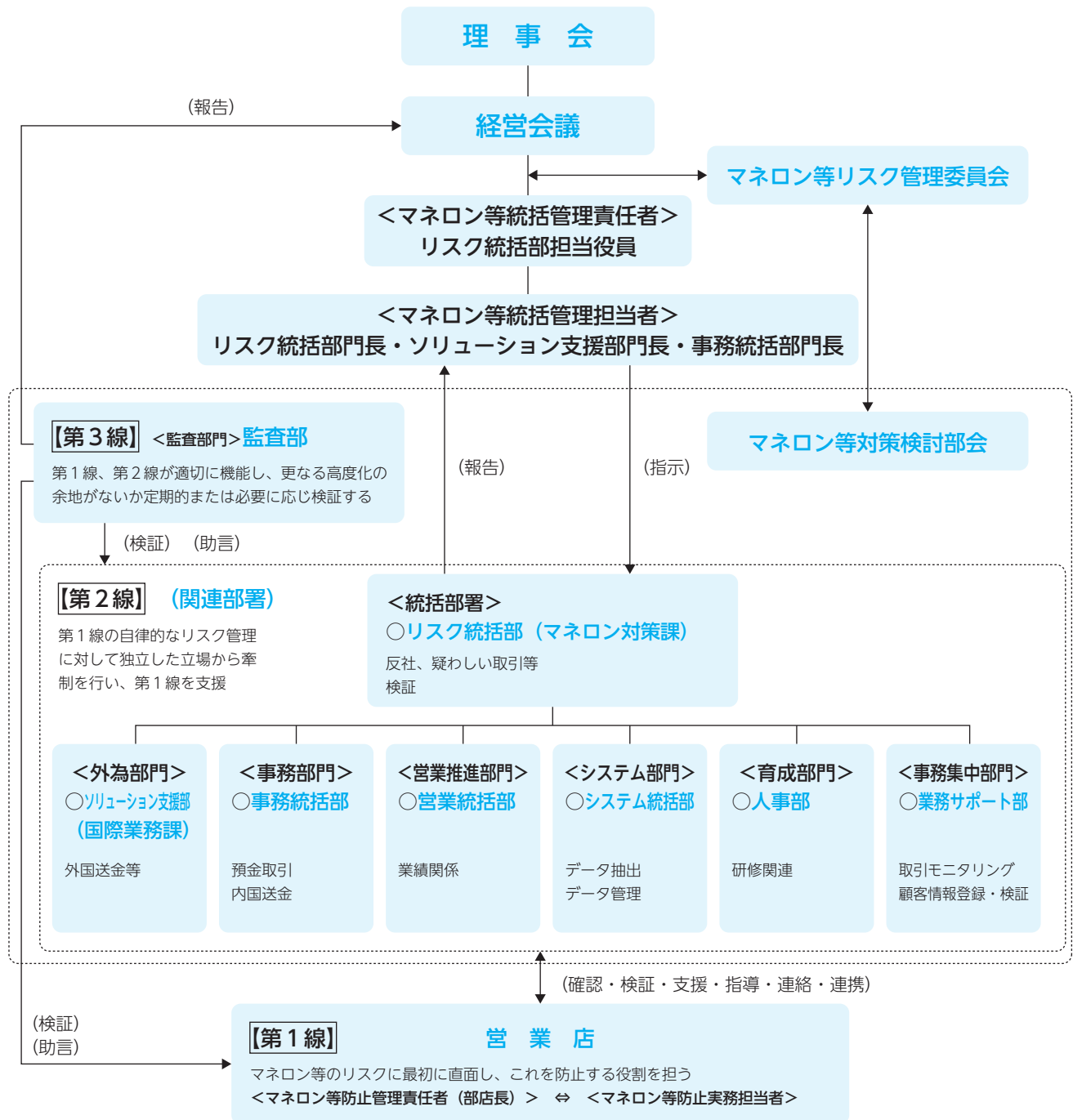
制定 2007年9月30日

改正 2024年2月 1日

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等対策への取組み

日本および国際社会において、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融および制裁違反（以下、「マネロン等」という。）を防止する取組みの重要性が高まっています。当金庫は、マネロン等対策を経営上の最重要課題の一つと位置付け、経営陣が主導し積極的に関与する体制の下、金融庁ガイドラインに基づく「3つの防衛線」の考え方を踏まえて管理態勢を整備しています。あわせて、マネロン等リスク管理委員会等を通じた組織横断的な枠組みにより、対策の実効性向上に継続して取り組み、健全な金融システムの維持と、お客さまに安心・安全にご利用いただける環境の確保に努めてまいります。今後も関係省庁等と連携し、マネロン等対策の強化を進めます。

<マネロン等対策体制図>



総代会制度について

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。会員は1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。しかし、当金庫では会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。

そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

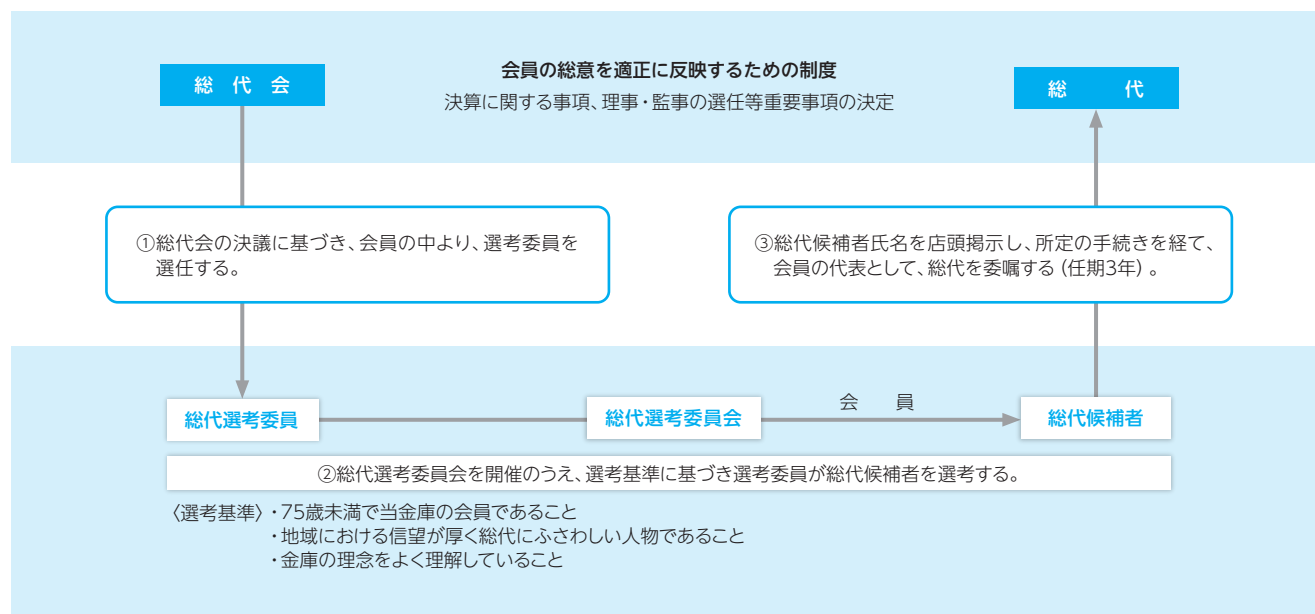
この総代会は、定款の変更、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。

総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、選任区域ごとに総代候補者を選考する総代候補者選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常業務やアンケートなどを通じて、会員一人ひとりとのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代が選任されるまでの手続きについて



第76期通常総代会の決議事項

2026年6月17日に浜松マリオットホテルにて開催されました第76期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案の通り承認されました。

報告事項

第76期(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|---------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分案承認の件 |
| 第2号議案 | 定款第15条に基づく会員除名の件 |
| 第3号議案 | 定款第3条の一部変更の件 |
| 第4号議案 | 理事5名選任の件 |
| 第5号議案 | 監事1名選任の件 |
| 第6号議案 | 退任理事および退任監事に対する退職慰労金の贈呈の件 |

総代一覧

(2026年7月1日現在)※敬称略・順不同

第一区 浜松市中央区(中)

青山 泰久① 明石 真① 朝元 百⑤ 池戸 智之② 市川 浩透②
 内田 浩幸② 大石 恵司⑦ 大高 明⑤ 岡部 比呂男④ 落合 広武②
 小野 宏志② 小野田 信彦⑧ 加藤 拓也① 加藤 栄三④ 神谷 一宏②
 河合 国輝① 河合 寿信① 小林 信弘① 古山 達也⑨ 坂本 孝司⑤
 薩川 敏⑥ 白尾 浩志⑥ 杉浦 一暢⑤ 杉浦 政紀⑥ 鈴木 育恵⑦
 鈴木 孝尚⑤ 鈴木 紀彦① 鈴木 雅太郎⑤ 鈴木 學⑨ 鈴木 幸博⑦
 住岡 豊彦⑧ 須山 宏造⑥ 高橋 利幸⑨ 竹内 悠人① 竹田 政義①
 竹山 公治① 田中 範雄⑥ 中野 勘次郎⑥ 中村 元洋⑤ 中村 嘉宏⑧
 中山 彰人② 半場 裕康⑥ 藤田 源右衛門① 松井 隆文① 松本 吉央②
 三輪 高太郎② 山崎 貴裕① 山崎 貴道②

第二区 浜松市中央区(東)

渥美 誠① 有川 京司郎⑦ 飯田 武史⑥ 石川 明④ 石津 明次⑦
 江間 通晴⑨ 河田 重克⑥ 北村 和彦④ 倉田 寿久② 坂井 光蔵⑨
 鈴木 崇嗣① 鈴木 秀利⑤ 鈴木 雅彦① 鈴木 良典④ 南波 司①
 野嶋 秀通⑥ 日内地 玄造⑤ 平出 慎一郎① 福澤 雄一⑦ 藤井 啓介①
 松井 康浩⑧ 武藤 菊代① 村松 尋代② 村松 正巳④ 山崎 好和②
 渡瀬 徹②

第三区 浜松市中央区(西)、湖西市、豊橋市

相曾 貴夫⑦ 池谷 直高② 岩田 佳大② 岡田 啓子② 小楠 哲治①
 佐原 弘恭① 佐原 啓之⑤ 柴田 浩⑧ 菅沼 秀介⑤ 鈴木 博⑤
 高田 雄一⑧ 竹村 寿文① 寺田 純久⑧ 豊田 和壽⑩ 中村 哲也②
 名倉 喜英⑨ 野村 忠己⑤ 早川 和幸② 原田 高久⑤ 平岡 知晃⑥
 深田 光良④ 牧野 善治郎① 宮本 和彦⑤ 森 俊幸⑦ 森 裕①

第四区 浜松市中央区(南)

新井 秀幸① 荒澤 光彦② 安藤 通啓② 安間 浩彦⑤ 池谷 芳夫④
 石川 雅洋② 板垣 浩行② 伊藤 友輔① 大橋 宏朗④ 落合 秀之⑤
 澤根 孝佳⑥ 鈴木 昌晴④ 高橋 洋祐⑤ 日内地 哲也⑧ 古橋 三平②
 増田 真一⑨ 三輪 幸世⑤ 山本 裕三① 渡邊 記余子⑧

第五区 浜松市浜名区(北)、浜松市浜名区(浜北)、浜松市天竜区、愛知県北設楽郡(旧設楽町を除く)

青嶋 亮治① 赤沼 義裕⑤ 足立 守正⑧ 石原 正康⑦ 渭原 利之④
 上野 昌一⑤ 榎本 晴康⑤ 小粥 勝好① 小川 貴司② 小田 裕昭⑤
 梶村 一成① 加藤 光男④ 川合 勝⑧ 河村 基夫⑦ 今場 嘉寿⑧
 齋藤 喜信① 酒井 弥一② 庄田 浩士② 鈴木 猛④ 高林 秀行④
 竹田 和弘① 田村 元② 坪井 洋一郎⑦ 橋本 直道⑦ 長谷川 智彦⑥
 長谷川 浩久⑧ 原田 浩利⑤ 藤城 太郎② 藤本 利幸④ 堀部 成信①
 牧田 敏明① 松坂 直和① 宮澤 力① 山道 孝司⑦ 山村 麻子②

第六区 磐田市

青島 邦信① 秋山 萬之介⑦ 浅岡 晃司⑥ 天野 哲夫⑦ 安藤 正⑨
 石川 有造① 石田 均⑨ 伊東 省二郎② 伊藤 兆彦⑧ 大庭 睦⑦
 神谷 文七⑫ 桑原 孝祉④ 小泉 禎剛⑥ 小松 敏幸① 座光寺 明⑥
 芝原 利幸① 杉浦 正幸⑤ 鈴木 貴文⑦ 鈴木 隆之⑤ 鈴木 利幸⑨
 鈴木 祐之⑥ 鈴木 良宣⑤ 仙道 洋一⑦ 鷹野 浩三④ 寺井 康人⑦
 寺田 勇⑤ 寺田 尊晃⑥ 寺田 博美⑦ 西村 光宏⑦ 野末 啓次⑨
 平野 友久⑦ 福永 研⑤ 藤田 茂① 藤田 昌弘② 堀内 祐典①
 松下 隆彦⑦ 水谷 眞啓⑦ 矢崎 尚行⑤ 山口 悦男⑩

第七区 袋井市、掛川市、御前崎市、菊川市、牧之原市、島田市(旧川根町を除く)、周智郡、榛原郡吉田町、その他

小倉 豊寿③ 長田 辰美④ 小澤 清① 加藤 百合子⑤ 小関 春巳①
 佐野 晋介① 佐野 太亮① 澤元 教哲⑦ 鈴木 康之⑥ 高田 直由樹①
 塚本 法樹① 友田 裕人② 豊田 浩子① 藤田 哲男④ 松井 貞樹②
 松浦 明② 松田 京一⑩ 水谷 欣志④ 山口 眞砂雄⑤ 渡辺 昌宏①

※総代の任期は3年です。

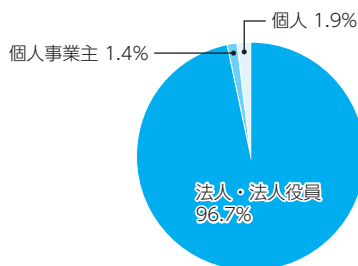
※総代の定数は220名以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められています。

なお、2026年7月1日現在の総代数は212名です。

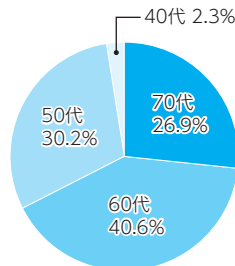
(注) 氏名の後の丸数字は総代の就任回数を示しています。

総代の属性別構成比

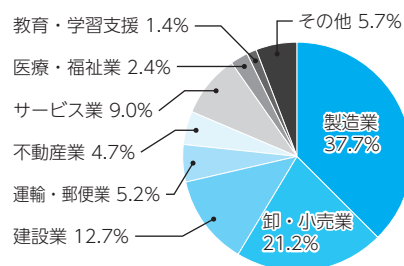
職業別



年代別

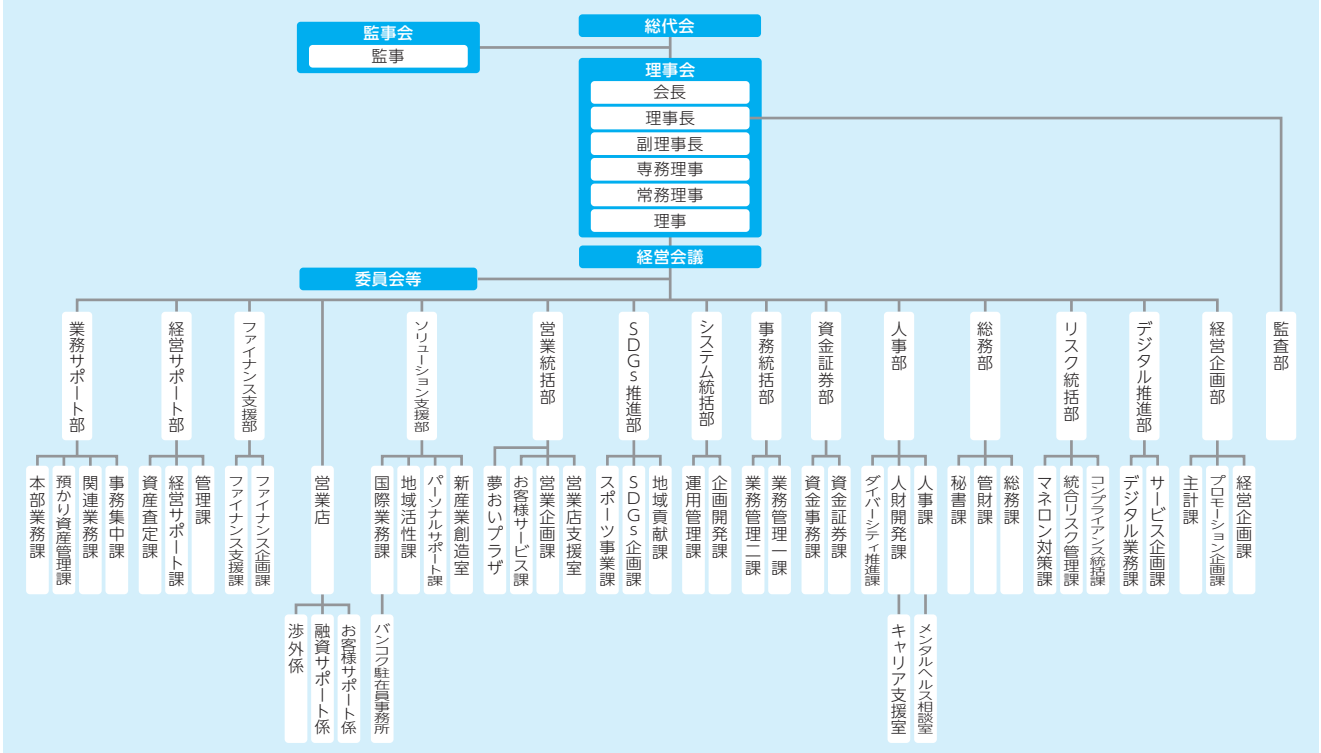


業種別



組織・役職員の状況

組織図 (2026年7月1日現在)



役員一覧 (2026年7月1日現在)

会長(代表理事)	御室 健一郎	常勤理事・事務統括部長	松下 進
理事長(代表理事)	監査部 担当 三輪 久夫	常勤理事・監査部長	植松 義裕
副理事長(代表理事)	デジタル推進部 担当 平井 正大	常勤理事・リスク統括部長	石川 哲才
専務理事(代表理事)	総務部、人事部 担当 半場 浩恭	常勤理事・人事部長	久島 廣也
常務理事	ファイナンス支援部、 経営サポート部 担当 橋下 和弘	常勤理事・営業統括部長	島 通孝
常務理事	リスク統括部、 資金証券部 担当 松島 弘明	非常勤理事	晝馬 明 ^{※1}
常務理事	SDGs推進部、 ソリューション支援部 担当 高橋 伸治	常勤監事	佐野 正幸
常務理事	営業統括部、事務統括部、 業務サポート部 担当 池野 元孝	非常勤監事	鈴木 直二郎
常務理事	経営企画部、 システム統括部 担当 澤木 晋哉	非常勤監事	伊東 幸宏
		非常勤監事	小林 恵子 ^{※2}

※1.理事 晝馬明は信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
※2.監事 小林恵子は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

職員の状況

	2023年度(2024.3.31)	2024年度(2025.3.31)	2025年度(2026.3.31)
職員数	1,416人	1,387人	1,385人
男性	871人	837人	826人
女性	545人	550人	559人
平均年齢	41歳4ヶ月	41歳6ヶ月	41歳6ヶ月
平均勤続年数	17年10ヶ月	18年2ヶ月	18年2ヶ月

※職員数には、アルバイト・パート及び被出向の職員は含めておりません。

沿革

■ 旧浜松信用金庫のあゆみ

1950.4 昭和25年 4月	中小企業等協同組合法に基づき 浜松信用組合設立
1950.5 25年 5月	本店事務所を浜松市連尺町に開設し業務を開始 (現在の連尺郵便局付近)
1951.11 26年11月	信用金庫法の施行により信用金庫に改組 浜松信用金庫となる
1952.12 27年12月	本店を浜松市伝馬町に移転 (現在の伝馬町支店の位置)
1968.10 43年10月	コンピュータ導入 オフライン処理開始
1969.10 44年10月	本店を浜松市元城町に新築移転
1974.12 49年12月	預金1,000億円を達成
1977.10 52年10月	事務センター新築移転
1981.10 56年10月	第3次オンラインシステム稼働 現金自動預入支払機(ATM)設置開始
1987.6 62年 6月	はましんレクリエーションセンター完成
1989.10 平成元年10月	預金5,000億円を達成
1998.8 10年 8月	インターネットバンキング(ホームバンキング・ファームバンキング)取扱開始
1999.12 11年12月	預金1兆円を達成
2007.7 19年 7月	「第1回はましんビジネスマッチングフェア」の開催
2007.10 19年10月	遠州信金様と合同で「静岡県西部地域しんきん経済研究所(現(一財)しんきん経済研究所)」を設立
2008.11 20年11月	「第1回三遠南信しんきんサミット」「三遠南信しんきん物産展」開催
2009.1 21年 1月	東海地区信金共同事務センターへ加盟、 オンラインシステムを変更
2014.1 26年 1月	初の海外拠点 「バンコク駐在員事務所」開設
2017.9 29年 9月	合併基本合意を締結
2018.10 30年10月	シンボルマーク、コーポレートメッセージ発表

■ 浜松いわた信用金庫のあゆみ

2019.1 31年 1月	浜松いわた信用金庫誕生
2020.1 令和2年 1月	イメージキャラクター「はみい」誕生
2020.4 2年 4月	創立70周年を迎える
2020.6 2年 6月	イノベーションハブ拠点 「FUSE」開設
2022.10 4年10月	本店棟を新築
2023.12 5年12月	本部棟を新築
2025.4 7年 4月	創立75周年を迎える

■ 旧磐田信用金庫のあゆみ

1950.4 昭和25年 4月	中小企業等協同組合法に基づき 磐田信用組合設立
1950.5 25年 5月	本所(磐田市中泉)および 見付支所(磐田市見付)開設
1951.11 26年11月	信用金庫法の施行により信用金庫に改組 磐田信用金庫となる
1955.5 30年 5月	本店を磐田駅前に新築
1963.2 38年 2月	業務地区に愛知県北設楽郡東栄町、豊根村、富山村、 津具村を追加
1966.8 41年 8月	業務地区に浜松市および 浜名郡可美村を追加
1968.5 43年 5月	電算機導入、事務集中処理システムを確立
1975.4 50年 4月	預金全店オンライン開始
1979.8 54年 8月	預金量1,000億円達成
1986.11 61年11月	事務センターを新築移転
1999.1 平成11年 1月	投資信託の取扱開始
1999.3 11年 3月	インターネットによる資金移動の取扱開始
2001.12 13年12月	預金量5,000億円達成
2004.4 16年 4月	信金初の移動店舗車による営業を開始
2005.5 17年 5月	「第1回いわしんあい愛コンサート」の開催
2010.12 22年12月	いわしん地域魅力発見マガジン 「iズーム」の発刊
2014.5 26年 5月	いわしん知的財産研究会 (アイキューブ)発足
2016.12 28年12月	預金量7,000億円達成



あなたの夢に、追い風を。
浜松いわた信用金庫

2018年10月 シンボルマーク、コーポレートメッセージ発表

浜松いわた信用金庫イメージキャラクター

はみい

2020年1月 浜松いわた信用金庫イメージキャラクター「はみい」誕生

単体財務諸表

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2024年度 (2025.3.31)	2025年度 (2026.3.31)
現 金	21,083	24,692
預 け 金	667,680	720,018
コ ー ル ロ ー ン	6	－
買 入 金 銭 債 権	93	50
金 銭 の 信 託	14,988	15,003
有 価 証 券	978,561	933,041
国 債	285,199	363,950
地 方 債	104,661	79,379
社 債	243,576	205,221
株 式	9,411	11,850
そ の 他 の 証 券	335,712	272,638
貸 出 金	1,393,762	1,452,483
割 引 手 形	2,812	2,037
手 形 貸 付	12,969	11,055
証 書 貸 付	1,241,168	1,289,559
当 座 貸 越	136,812	149,829
外 国 為 替	1,783	2,091
外 国 他 店 預 け	1,665	2,007
取 立 外 国 為 替	118	83
そ の 他 資 産	29,400	53,045
未 決 済 為 替 貸	598	498
信 金 中 金 出 資 金	14,607	14,607
前 払 費 用	0	0
未 収 収 益	2,751	3,334
金 融 派 生 商 品	9,267	32,672
そ の 他 の 資 産	2,175	1,931
有 形 固 定 資 産	28,688	28,178
建 物	16,233	15,981
土 地	9,965	9,766
リ ー ス 資 産	166	192
建 設 仮 勘 定	104	124
その他の有形固定資産	2,218	2,112
無 形 固 定 資 産	72	65
ソ フ ト ウ ェ ア	0	－
リ ー ス 資 産	5	－
その他の無形固定資産	66	65
前 払 年 金 費 用	2,799	3,145
繰 延 税 金 資 産	6,025	－
債 務 保 証 見 返	19,393	17,065
貸 倒 引 当 金 (うち個別貸倒引当金)	△ 14,863 (△ 10,952)	△ 14,873 (△ 12,434)
資 産 の 部 合 計	3,149,477	3,234,007

科 目	2024年度 (2025.3.31)	2025年度 (2026.3.31)
預 金 積 金	2,843,035	2,871,872
当 座 預 金	108,025	104,612
普 通 預 金	1,662,989	1,616,684
貯 蓄 預 金	7,510	7,208
通 知 預 金	1,937	1,713
定 期 預 金	999,757	1,085,214
定 期 積 金	27,758	25,372
そ の 他 の 預 金	35,057	31,067
譲 渡 性 預 金	2,420	1,220
借 用 金	70,596	65,576
借 入 金	70,596	65,576
売 現 先 勘 定	6,656	5,421
債券貸借取引受入担保金	69,706	101,052
外 国 為 替	23	17
売 渡 外 国 為 替	0	－
未 払 外 国 為 替	22	17
そ の 他 負 債	16,739	37,205
未 決 済 為 替 借	1,082	1,056
未 払 費 用	1,737	3,182
給 付 補 填 備 金	3	14
未 払 法 人 税 等	187	514
前 受 収 益	410	510
払 戻 未 済 金	30	30
払 戻 未 済 持 分	3	4
金 融 派 生 商 品	36	30
金融商品等受入担保金	11,551	29,973
リ ー ス 債 務	186	212
資 産 除 去 債 務	168	184
そ の 他 の 負 債	1,341	1,490
賞 与 引 当 金	1,600	1,557
退 職 給 付 引 当 金	349	356
役員退職慰労引当金	751	799
そ の 他 の 引 当 金	321	389
偶 発 損 失 引 当 金	297	367
睡眠預金払戻損失引当金	23	21
繰 延 税 金 負 債	－	558
債 務 保 証	19,393	17,065
負 債 の 部 合 計	3,031,593	3,103,095
出 資 金	2,242	2,216
普 通 出 資 金	2,242	2,216
利 益 剰 余 金	179,409	183,451
利 益 準 備 金	2,262	2,242
その他利益剰余金	177,146	181,209
特 別 積 立 金 (うち社会福祉事業積立金)	173,972 (300)	175,871 (200)
(うち固定資産圧縮積立金)	(61)	(61)
当期末処分剰余金	3,173	5,337
会 員 勘 定 合 計	181,651	185,668
その他有価証券評価差額金	△ 70,413	△ 78,257
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	6,645	23,501
評価・換算差額等合計	△ 63,767	△ 54,756
純 資 産 の 部 合 計	117,883	130,912
負債及び純資産の部合計	3,149,477	3,234,007

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：千円)

科 目	2024年度	2025年度
経 常 収 益	34,076,208	46,456,455
資 金 運 用 収 益	26,065,948	33,582,371
貸 出 金 利 息	16,301,777	20,187,204
預 け 金 利 息	2,378,687	3,666,130
コールローン利息	105,717	243,855
有価証券利息配当金	6,996,729	9,156,079
その他の受入利息	283,036	329,100
役 務 取 引 等 収 益	5,256,496	5,524,241
受入為替手数料	1,279,074	1,361,973
その他の役務収益	3,977,422	4,162,268
そ の 他 業 務 収 益	1,499,544	2,264,915
外国為替売買益	56,523	79,229
国債等債券売却益	943,451	1,755,375
その他の業務収益	499,569	430,310
そ の 他 経 常 収 益	1,254,218	5,084,928
株 式 等 売 却 益	1,180,491	4,948,376
金銭の信託運用益	51,215	108,032
その他の経常収益	22,512	28,520
経 常 費 用	30,958,158	40,614,662
資 金 調 達 費 用	4,271,813	9,113,309
預 金 利 息	1,666,893	5,589,908
給付補填備金繰入額	3,151	23,952
譲渡性預金利息	1,316	4,148
借 用 金 利 息	94,865	207,452
コールマネー利息	—	1
売 現 先 利 息	71,913	415,366
債券貸借取引支払利息	580,962	1,161,887
金利スワップ支払利息	1,844,136	1,606,019
その他の支払利息	8,574	104,571
役 務 取 引 等 費 用	2,796,035	2,901,463
支払為替手数料	479,117	472,808
その他の役務費用	2,316,918	2,428,654
そ の 他 業 務 費 用	3,091,923	6,511,733
国債等債券売却損	1,622,663	6,273,142
国債等債券償還損	1,243,733	—
その他の業務費用	225,526	238,591
経 費	20,199,309	20,879,706
人 件 費	12,380,971	12,720,639
物 件 費	7,379,599	7,288,047
税 金	438,738	871,018
そ の 他 経 常 費 用	599,076	1,208,449
貸倒引当金繰入額	155,084	435,469
貸 出 金 償 却	8	33
株 式 等 売 却 損	109,208	25,895
株 式 等 償 却	120,661	—
その他資産償却	612	550
その他の経常費用	213,500	746,499
経 常 利 益	3,118,049	5,841,793
特 別 利 益	85,806	26,527
固定資産処分益	85,806	26,527
特 別 損 失	184,117	353,584
固定資産処分損	54,314	52,890
減 損 損 失	129,802	300,693
税引前当期純利益	3,019,738	5,514,737
法人税、住民税及び事業税	482,911	1,387,610
法人税等調整額	272,198	△ 27,373
法 人 税 等 合 計	755,110	1,360,236
当 期 純 利 益	2,264,628	4,154,500
繰越金(当期首残高)	908,552	1,082,311
社会福祉事業積立金取崩額	—	100,000
固定資産圧縮積立金取崩額	602	602
当期末処分剰余金	3,173,784	5,337,414

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	2024年度	2025年度
当期末処分剰余金	3,173,784	5,337,414
積立金取崩額	20,340	25,507
利益準備金限度超過取崩額	20,340	25,507
剰 余 金 処 分 額	2,111,813	4,110,672
普通出資に対する配当金(年5%)	111,813	110,672
特 別 積 立 金	2,000,000	4,000,000
繰越金(当期末残高)	1,082,311	1,252,248

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2025年度の貸借対照表、損益計算書などの計算書類等は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

2025年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2026年6月18日

浜松いわた信用金庫

理事長

三輪久夫

2025年度単体財務諸表注記

貸借対照表

(注)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。ただし、外貨建債券については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については外国為替売買損益として処理する方法を採用しております。
- 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.と同じ方法により行っております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 3年～50年
その他 2年～50年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先償権及び要注意先償権に相当する償権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先償権に相当する償権については、償権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先償権及び実質破綻先償権に相当する償権については、償権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
破綻懸念先で与信額が一定額以上の大口債務者及び与信額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債務者のうち、償権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる償権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率等で割りいた金額と償権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。
上記以外の破綻懸念先償権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての償権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主に10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生する翌事業年度から損益処理
当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
①制度全体の積立状況に関する事項(令和7年3月31日現在)
年金資産の額 1,796,855百万円
年金財政計算上の数理債務の額
と最低責任準備金の額との合計額 1,828,746百万円
差引額 △ 31,890百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和7年3月31日現在)
1.5536%
③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高

127,306百万円及び別途積立金95,415百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金304百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金等の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額等を計上しております。
- 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(令和4年3月17日)(以下「業種別委員会実務指針第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。相場変動を相殺する個別ヘッジについては、ヘッジ対象となるその他有価証券(債券)とヘッジ手段である金利スワップに関する重要な条件がほぼ同一であるため、これをもって有効性の判定に代えております。
- 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫に係る固定利用料等については、契約負債を前受収益として計上し利用期間に按分しておりますが、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
- 固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 証券投資信託(E・T・Fを除く)の解約・償還に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 14,873百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として9.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額14百万円
- 子会社等の株式又は出資金の総額 317百万円
- 子会社等に対する金銭債権総額 5,820百万円
- 子会社等に対する金銭債務総額 3,001百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 24,445百万円
- 貸借対照表に計上した固定資産のほか、営業用車輦及び事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものと並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,959百万円
危険債権額	41,958百万円
三月以上延滞債権額	22百万円
貸出条件緩和債権額	7,163百万円
合計額	55,104百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

27. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,037百万円であります。

28. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	179,182百万円
預け金	17,060百万円
担保資産に対する債務	
借入金	65,576百万円
売現先勘定	5,421百万円
債券貸借取引受	101,052百万円
入担保金	

上記のほか、為替決済取引の担保として預け金21,000百万円、上下水道収納代理の担保として現金0百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金283百万円が含まれております。

29. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は1,040百万円であります。

30. 出資1口当たりの純資産額 5,905円18銭

31. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、株式及び投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。

当金庫では、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融商品に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は信用リスク管理に関する諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、信用情報管理、保証や担保の設定、貸出債権検討先への対応など信用リスク管理に関する体制を整備しております。

これらの信用リスク管理は、各営業店のほかりスク統括部、ファイナンス支援部、経営サポート部、ソリューション支援部により行われ、また、定期的に統合リスク管理委員会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク統括部及び資金証券部において、信用情報や時価等の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する諸規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しております。ALM委員会や統合リスク管理委員会においてALMに関する方針に基づいた実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っており、定期的に経営陣による経営会議や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、金利リスクの状況を定期的にALM委員会、統合リスク管理委員会、経営会議及び理事会に報告しております。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、適正な為替持高限度額及び為替持高管理基準を策定し、外国為替操作並びに外国為替持高の適正な運営、管理を行っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、資金運用方針に

基づき、ALM委員会の管理の下、資金運用関連規程に従い行われております。

このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は直接またはリスク統括部を通じ、ALM委員会、統合リスク管理委員会、経営会議及び理事会において定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、諸規程に基づき実施されております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスク及び価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」及び「預金積金」であります。

当金庫では、「預け金」、「有価証券」のうち債券、上場株式及び投資信託、「貸出金」及び「預金積金」等の市場リスク量をVaR(バリュー・アット・リスク)により月次で計測し、取得したリスク量とリスク限度額の管理をしております。

当金庫のVaRは分散共分散法(信頼区間：99.0%、保有期間：6ヵ月(有価証券等市場性商品)または1年(預貸金等)、観測期間：5年)により算出しており、令和8年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の主要な市場リスク量(損失額の推計値)は、金利リスクが30,791百万円、為替リスクが1,314百万円、価格変動リスクが14,612百万円です。

VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち、預け金、貸出金、譲渡性預金及び借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

32. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。また、現金、外国為替(資産・負債)、売現先勘定並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1)預け金(*1)	720,018	702,858	△17,159
(2)金銭の信託	15,003	15,003	—
(3)有価証券			
満期保有目的の債券	61,513	56,108	△5,404
その他有価証券(*3)	861,832	861,832	—
(4)貸出金(*1)	1,452,483		
貸倒引当金(*2)	△14,832		
	1,437,650	1,431,486	△6,164
金融資産計	3,096,017	3,067,288	△28,729
(1)預金積金	2,871,872	2,872,666	793
(2)譲渡性預金(*1)	1,220	1,216	△3
(3)借入金(*1)	65,576	63,344	△2,232
金融負債計	2,938,669	2,937,227	△1,441
デリバティブ取引(*4)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1	1	—
ヘッジ会計が適用されているもの	32,640	32,640	—
デリバティブ取引計	32,642	32,642	—

(*1) 預け金、貸出金、譲渡性預金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24～9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(*4) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(TIBOR、スワップレート)で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 金銭の信託

信託財産を構成する有価証券の時価は、下記(3)と同様の方法により評価しております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は公社債店頭売買参考統計値、JS Price又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、取引所の価格又は基準価額によっております。

自金庫保証付私募債は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(TIBOR、スワップレート)で割り引いた価額の合計額から、自金庫保証付私募債に対応する個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載することとしております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については33.から37.に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①及び②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①三月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)

②①以外のものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(TIBOR、スワップレート)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。

その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 譲渡性預金

譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利(TIBOR、スワップレート)を用いております。

(3) 借入金

借入金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利(TIBOR、スワップレート)を用いております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は通貨関連取引(為替予約)、金利関連取引(金利スワップ)であり、割引現在価値等により算出した価格によっております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社株式(*1)	317
非上場株式(*1)	846
組合出資金(*2)	8,532
合 計	9,695

(*1) 子会社株式及び非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	515,018	132,500	60,500	12,000
金銭の信託	15,000	—	—	—
有価証券	42,478	438,958	163,858	295,759
満期保有目的の債券	546	38,828	3,000	20,000
その他有価証券のうち満期があるもの	41,932	400,129	160,858	275,759
貸出金(*)	260,895	459,547	272,335	457,225
合 計	833,392	1,031,005	496,694	764,985

(*) 貸出金のうち、三月以上延滞債権等の償還予定額が見込めないものは含まれておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	2,571,711	297,109	3,051	—
譲渡性預金	1,220	—	—	—
借入金	22,000	40,300	126	3,150
売現先勘定	5,421	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	101,052	—	—	—
合 計	2,701,406	337,409	3,178	3,150

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

33. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下37.まで同様であります。

売買目的有価証券

該当事項はありません。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	債 券	100	100	0
	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	100	100	0
	その他	—	—	—
	小 計	100	100	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	債 券	58,413	53,156	△5,256
	国 債	57,138	51,896	△5,242
	地方債	334	326	△7
	社 債	940	934	△6
	その他	3,000	2,850	△149
	小 計	61,413	56,007	△5,405
合 計		61,513	56,108	△5,404

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当事項はありません。

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	10,217	6,091	4,125
	債 券	—	—	—
	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	その他	91,826	83,048	8,778
	小 計	102,043	89,140	12,903
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	469	593	△124
	債 券	590,038	669,409	△79,370
	国 債	306,812	358,758	△51,946
	地方債	79,045	92,231	△13,186
	社 債	204,181	218,419	△14,237
	その他	169,280	189,163	△19,883
	小 計	759,788	859,167	△99,378
合 計		861,832	948,307	△86,475

34. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

35. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	1,032	84	△25
債 券	29,607	1	△4,806
国 債	5,755	1	△10
地方債	12,953	—	△1,823
社 債	10,898	—	△2,972
その他の証券	75,202	6,617	△1,466
合 計	105,843	6,703	△6,299

36. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

37. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として当事業年度末における時価の帳簿価額に対する下落率が30%以上50%未満のものについては市場価格の推移や当該企業の業況及び時価下落要因等を総合的に判断し早期の回復が見込み難いと判定したものとしており、また、下落率が50%以上のものについては一律「著しく下落した」と判断することとしております。

市場価格のない株式等及び組合出資金のうち、当該有価証券の実質価値が取得原価に比べて著しく下落しており、実質価値が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該実質価値をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理しております。

当事業年度における減損処理額は、該当ありません。

また、実質価値が「著しく下落した」と判断するための基準は、当該有価証券の実質価値の帳簿価額に対する下落率が50%以上のものとしております。

38. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	15,003	15,000	3	3	－

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

39. 有担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「国債」に合計176,522百万円、「その他(外国証券)」に5,493百万円含まれております。

40. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、210,169百万円であります。

このうち原契約期間が1年以内のものが123,332百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

41. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
その他有価証券評価差額金	23,569百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	2,459百万円
減価償却損金算入限度超過額	1,254百万円
その他	2,098百万円
繰延税金資産 小計	29,381百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△19,784百万円
評価性引当額 小計(注1)	△19,784百万円
繰延税金資産 合計	9,597百万円
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	9,139百万円
その他	1,017百万円
繰延税金負債 合計	10,156百万円
繰延税金負債の純額	558百万円

(注1) 評価性引当額が2,230百万円増加しております。この増加の主な内容は、その他有価証券評価差額金に関する評価性引当額が増加したこと等によるものであります。

42. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	－百万円
顧客との契約から生じた債権	200百万円
契約負債	－百万円

損益計算書

(注)

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 257,186千円
子会社との取引による費用総額 430,207千円
- 出資1口当たり当期純利益 186円36銭
- 当金庫は、地区内の営業店舗等4拠点の建物、土地及びその他の有形固定資産について、店舗移転等により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額300,693千円を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物122,845千円、土地163,965千円、その他の有形固定資産13,881千円であります。

なお、営業用店舗については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)で、処分予定資産及び遊休資産については各資産単位でグルーピングしております。また、本部、事務センター、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

当資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、主として不動産鑑定評価額に基づき算出しております。

- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益の金額は、5,509,712千円であります。
- 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
内国為替業務	送金、代金取立等の内国為替業務に基づく受入手数料(一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む)	これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。 貸金庫に係る固定利用料等のサービス期間に対応して生じる収益については、前受収益を計上し利用期間に按分しております。なお、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
外国為替業務	輸出・輸入手数料、外国為替送金等の外国為替業務に基づく受入手数料	
その他の役務取引等	手形小切手交付手数料、再発行手数料、口座振替手数料、口座維持手数料、融資取扱手数料、担保不動産事務手数料等の預金・貸出金業務関係の受入手数料	
	投信販売手数料や保険販売手数料等の証券・保険販売業務関係の受入手数料	
	貸金庫業務関係の受入手数料 その他の役務取引等業務に係る受入手数料	

(注) 顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除いております。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載しておりません。

報酬体系について

1.対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 適用範囲 c. 退職慰労金の額 d. 功労加算 e. 役員退職慰労引当金 等

(2) 2025年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	426

(注) 1. 対象役員に該当する理事は12名、監事は1名です(期中退任者および期中に理事を退任し、監事に就任した者も含む。)

2. 左記の内訳は、「基本報酬」359百万円、「賞与」67百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第4号及び第6号並びに第3条第1項第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2.対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2025年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、2025年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、2025年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 2025年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

経営指標

主要経営指標

最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位：利益千円、残高百万円、比率%)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経常収益	30,644,637	31,707,996	35,729,715	34,076,208	46,456,455
経常利益	3,245,237	6,242,844	4,592,207	3,118,049	5,841,793
当期純利益	2,038,499	3,308,903	3,485,361	2,264,628	4,154,500
出資総額	2,315	2,286	2,262	2,242	2,216
出資総口数(千口)	23,153	22,864	22,627	22,424	22,169
純資産額	164,799	139,588	138,138	117,883	130,912
総資産額	3,029,930	2,978,185	3,192,005	3,149,477	3,234,007
預金積金残高	2,700,737	2,749,788	2,806,698	2,843,035	2,871,872
貸出金残高	1,298,441	1,316,674	1,340,746	1,393,762	1,452,483
有価証券残高	1,054,759	1,044,142	963,118	978,561	933,041
単体自己資本比率	13.83	13.68	13.74	13.35	13.22
出資に対する配当金(円) (出資1口当たり)	115,681,561 (5)	114,145,156 (5)	112,998,583 (5)	111,813,033 (5)	110,672,963 (5)
役員数(人)	21	20	20	16	17
うち常勤役員数(人)	17	16	16	13	13
職員数(人)	1,524	1,447	1,416	1,387	1,385
会員数(人)	120,667	120,665	120,535	120,862	121,087

業務粗利益

(単位：千円、%)

	2024年度	2025年度
資金運用収支 (資金利益)	21,821,139	24,524,804
資金運用収益	26,065,948	33,582,371
資金調達費用	4,244,808	9,057,567
役務取引等収支	2,460,461	2,622,777
役務取引等収益	5,256,496	5,524,241
役務取引等費用	2,796,035	2,901,463
その他業務収支	△ 1,592,378	△ 4,246,818
その他業務収益	1,499,544	2,264,915
その他業務費用	3,091,923	6,511,733
業務粗利益	22,689,222	22,900,763
業務粗利益率	0.71	0.72

- (注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(2024年度 27,005千円、2025年度 55,742千円)を控除して表示しております。
 2. 業務粗利益率=(業務粗利益/資金運用勘定平均残高)×100
 3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

業務純益

(単位：千円)

	2024年度	2025年度
業務純益	2,774,332	3,499,368
実質業務純益	2,550,950	2,027,584
コア業務純益	4,473,896	6,545,351
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	6,403,879	7,776,233

- (注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
 業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
 また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
 2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
 実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
 3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益
 国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

預貸率・預証率

(単位：%)

種 類	2024年度		2025年度	
	期末値	期中平均値	期末値	期中平均値
預貸率	48.98	48.65	50.55	50.29
預証率	34.39	37.43	32.47	36.54

- (注) 1. 預金には定期預金及び譲渡性預金を含んでおります。
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

利益率

(単位：%)

	2024年度	2025年度
総資産経常利益率	0.09	0.17
総資産当期純利益率	0.07	0.12

- (注) 総資産経常(当期純)利益率= $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

資金運用収支の内訳・利鞘

(単位：平均残高百万円、利息千円、利回り%)

	平均残高		利 息		利 回 り	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
資 金 運 用 勘 定	3,151,557	3,178,090	26,065,948	33,582,371	0.82	1.05
うち貸 出 金	1,363,359	1,422,813	16,301,777	20,187,204	1.19	1.41
うち預 け 金	692,087	672,354	2,378,687	3,666,130	0.34	0.54
うちコ ー ル ロ ー ン	29,816	31,398	105,717	243,855	0.35	0.77
うち有 価 証 券	1,049,073	1,033,778	6,996,729	9,156,079	0.66	0.88
うちそ の 他 の 受 入 利 息	—	—	283,036	329,100	—	—
資 金 調 達 勘 定	3,025,285	3,049,008	4,244,808	9,057,567	0.14	0.29
うち預 金 積 金	2,799,812	2,827,431	1,670,045	5,613,861	0.05	0.19
うち譲 渡 性 預 金	2,403	1,712	1,316	4,148	0.05	0.24
うち借 用 金	67,468	69,605	94,865	207,452	0.14	0.29
うち売 現 先 勘 定	1,614	9,352	71,913	415,366	4.45	4.44
うち債券貸借取引受入担保金	170,483	141,778	580,962	1,161,887	0.34	0.81
うち金利スワップ支払利息	—	—	1,844,136	1,606,019	—	—
うちそ の 他 の 支 払 利 息	—	—	8,574	104,571	—	—
経 費	—	—	20,199,309	20,879,706	—	—
資 金 運 用 利 回	—	—	—	—	0.82	1.05
資 金 調 達 原 価 率	—	—	—	—	0.80	0.98
総 資 金 利 鞘	—	—	—	—	0.02	0.07

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（2024年度14,460百万円、2025年度14,592百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（2024年度19,246百万円、2025年度18,764百万円）及び利息（2024年度27百万円、2025年度55百万円）を、それぞれ控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

受取・支払利息の増減

(単位：千円)

	2024年度			2025年度		
	残高による増減	利回りによる増減	純増減	残高による増減	利回りによる増減	純増減
受 取 利 息	437,063	2,424,919	2,861,983	612,771	6,857,586	7,470,358
うち貸 出 金	547,563	124,022	671,586	843,552	3,041,873	3,885,426
うち預 け 金	△ 72,403	1,384,366	1,311,963	△ 107,596	1,395,040	1,287,443
うちコ ー ル ロ ー ン	104,810	△ 1,841	102,969	12,283	125,854	138,138
うち有 価 証 券	△ 142,907	918,371	775,464	△ 135,467	2,294,817	2,159,349
支 払 利 息	164,050	1,985,662	2,149,712	167,960	4,815,652	4,983,613
うち預 金 積 金	16,101	1,462,166	1,478,268	54,849	3,888,967	3,943,816
うち譲 渡 性 預 金	265	571	837	△ 1,673	4,506	2,832
うち借 用 金	13,935	20,851	34,787	6,368	106,217	112,586
うち売 現 先 勘 定	71,913	0	71,913	343,653	△ 200	343,453
うち債券貸借取引受入担保金	61,834	502,073	563,907	△ 235,236	816,162	580,925

(注) 1. 上記以外にも、受取利息には「その他の受入利息」、支払利息には「金利スワップ支払利息」「その他の支払利息」等がありますが、いずれも分母となる残高がないこと、及び、そのため利回りを算出することができないことから、増減の分析になじまないもので当表からは除外しております。
2. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減に含めて調整しております。
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。
4. 有価証券の受取利息には投資信託の解約損益を含みます。

預金

預金科目別残高

(単位：百万円)

科 目	2024年度		2025年度	
	期末残高 (2025.3.31)	平均残高	期末残高 (2026.3.31)	平均残高
流 動 性 預 金	1,811,593	1,751,428	1,757,431	1,753,253
うち当座預金	108,025	98,140	104,612	98,470
うち普通預金	1,662,989	1,630,034	1,616,684	1,633,025
うち貯蓄預金	7,510	7,759	7,208	7,283
うち通知預金	1,937	1,917	1,713	1,617
うち別段預金	31,055	13,498	27,136	12,785
うち納税準備預金	76	78	75	70
定 期 性 預 金	1,027,515	1,044,214	1,110,586	1,070,191
うち固定金利定期預金	997,244	1,012,844	1,082,922	1,041,957
うち変動金利定期預金	2,512	2,619	2,291	2,414
うち定期積金	27,758	28,749	25,372	25,818
そ の 他	3,925	4,169	3,855	3,986
うち外貨預金	3,880	4,140	3,800	3,936
譲 渡 性 預 金	2,420	2,403	1,220	1,712
合 計	2,845,455	2,802,215	2,873,093	2,829,143

(注) 1. 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
2. その他=非居住者円預金+外貨預金
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

定期預金残高

(単位：百万円)

科 目	2024年度 (2025.3.31)	2025年度 (2026.3.31)
定 期 預 金	999,757	1,085,214
うち固定金利定期預金	997,244	1,082,922
うち変動金利定期預金	2,512	2,291
う ち そ の 他	0	0

貸出金

貸出金残高

(単位：百万円)

科 目	2024年度		2025年度	
	期末残高 (2025.3.31)	平均残高	期末残高 (2026.3.31)	平均残高
手形貸付	12,969	13,935	11,055	12,075
証書貸付	1,241,168	1,214,333	1,289,559	1,265,429
当座貸越	136,812	131,448	149,829	142,665
割引手形	2,812	3,642	2,037	2,642
合 計	1,393,762	1,363,359	1,452,483	1,422,813

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

貸出金金利区分別期末残高

(単位：百万円)

科 目	2024年度 (2025.3.31)	2025年度 (2026.3.31)
貸 出 金	1,393,762	1,452,483
うち固定金利	338,638	297,986
うち変動金利	1,055,124	1,154,496

貸出金の使途別内訳

(単位：百万円)

種 別	2024年度		2025年度	
	期末残高 (2025.3.31)	構成比	期末残高 (2026.3.31)	構成比
設 備 資 金	930,304	66.74	975,938	67.19
運 転 資 金	463,458	33.25	476,544	32.80
合 計	1,393,762	100.00	1,452,483	100.00

貸出金業種別内訳

(単位：先、百万円、%)

	2024年度 (2025.3.31)			2025年度 (2026.3.31)		
	貸出先数	貸出金残高	構 成 比	貸出先数	貸出金残高	構 成 比
製 造 業	2,259	182,488	13.09	2,155	185,502	12.77
農 業、林 業	104	1,645	0.11	101	1,874	0.12
漁 業	26	692	0.04	26	606	0.04
鉱業、採石業、砂利採取業	4	321	0.02	3	294	0.02
建 設 業	3,335	81,710	5.86	3,289	86,467	5.95
電気・ガス・熱供給・水道業	579	25,366	1.81	552	22,894	1.57
情 報 通 信 業	163	3,116	0.22	169	3,706	0.25
運 輸 業、郵 便 業	290	25,779	1.84	287	28,651	1.97
卸 売 業、小 売 業	2,150	99,790	7.15	2,133	103,361	7.11
金 融 業、保 険 業	47	15,236	1.09	47	15,344	1.05
不 動 産 業	3,360	243,465	17.46	3,411	260,455	17.93
物 品 賃 貸 業	36	7,776	0.55	31	8,662	0.59
学術研究、専門・技術サービス業	653	9,471	0.67	683	10,881	0.74
宿 泊 業	23	2,475	0.17	24	2,297	0.15
飲 食 業	864	8,741	0.62	828	8,357	0.57
生活関連サービス業、娯楽業	805	22,429	1.60	802	19,133	1.31
教 育、学 習 支 援 業	143	8,886	0.63	141	8,338	0.57
医 療、福 祉	737	57,271	4.10	769	58,234	4.00
そ の 他 の サ ー ビ ス	1,156	38,184	2.73	1,148	39,626	2.72
小 計	16,734	834,851	59.89	16,599	864,690	59.53
国・地方公共団体等	7	34,760	2.49	8	34,728	2.39
個 人	55,806	524,150	37.60	56,089	553,063	38.07
合 計	72,547	1,393,762	100.00	72,696	1,452,483	100.00

(注) 1. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

2. 国外向けの貸出については、国内向けの貸出と同様に業種別に区分し、計数に含めております。

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

		2024年度	2025年度
一般貸倒引当金	期首残高	4,134	3,910
	当期増加額	3,910	2,438
	当期減少額	—	—
	目的使用 その他	4,134	3,910
個別貸倒引当金	期末残高	3,910	2,438
	期首残高	10,954	10,952
	当期増加額	10,952	12,434
	当期減少額	379	425
	目的使用 その他	10,574	10,527
	期末残高	10,952	12,434
	期首残高	15,088	14,863
	当期増加額	14,863	14,873
合 計	当期減少額	379	425
	目的使用 その他	14,708	14,438
	期末残高	14,863	14,873

貸出金担保別期末残高内訳

(単位：百万円)

種 類	2024年度 (2025.3.31)	2025年度 (2026.3.31)
当 金 庫 預 金 積 金	3,687	3,452
有 価 証 券	2,105	2,337
動 産	—	—
不 動 産	338,617	335,902
そ の 他	—	—
信用保証協会・信用保険	181,850	197,281
保 証 証 用	593,434	609,403
信 用	274,066	304,104
合 計	1,393,762	1,452,483

債務保証見返担保別期末残高内訳

(単位：百万円)

種 類	2024年度 (2025.3.31)	2025年度 (2026.3.31)
当 金 庫 預 金 積 金	55	66
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	13,095	11,464
そ の 他	—	—
信用保証協会・信用保険	38	32
保 証 証 用	—	—
信 用	6,203	5,501
合 計	19,393	17,065

与信費用

(単位：千円)

	2024年度	2025年度
貸 出 金 償 却 額	8	33
一般貸倒引当金純繰入額	△ 223,381	△ 1,471,783
個別貸倒引当金純繰入額	378,466	1,907,253
偶発損失引当金純繰入額	△ 2,752	70,259
延滞債権売却損等	2,521	21,057
責任共有制度負担金	80,110	164,874
合 計	234,973	691,694

(注) 1. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金等の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額等を計上しております。

2. 責任共有制度負担金は、責任共有制度に伴い発生した信用保証協会への負担金です。

有価証券

有価証券の種類別残高

(単位：百万円)

種 類	2024年度		2025年度	
	期末残高 (2025.3.31)	平均残高	期末残高 (2026.3.31)	平均残高
国 債	285,199	285,938	363,950	338,620
地 方 債	104,661	126,781	79,379	106,318
社 債	—	—	—	905
株 式 債	243,576	277,165	205,221	240,760
外 国 証 券	9,411	7,701	11,850	7,452
そ の 他 の 証 券	130,169	142,299	107,100	123,428
	205,543	209,188	165,538	216,292
合 計	978,561	1,049,073	933,041	1,033,778

有価証券の種類別の残存期間別残高

2024年度(2025.3.31)

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国 債	595	54,764	21,988	4,730	24,661	178,459	—	285,199
地 方 債	9,229	14,387	14,657	11,359	27,017	28,010	—	104,661
社 債	25,996	45,062	61,203	51,367	27,439	32,507	—	243,576
株 式 債	—	—	—	—	—	—	9,411	9,411
外 国 証 券	1,100	14,867	21,100	4,340	9,271	79,487	—	130,169
そ の 他 の 証 券	3,928	34,821	57,447	30,764	1,550	4,981	72,049	205,543
合 計	40,850	163,903	176,398	102,561	89,940	323,445	81,460	978,561

2025年度(2026.3.31)

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国 債	19,880	147,610	14,197	22,799	6,149	153,314	—	363,950
地 方 債	5,328	14,804	9,088	10,852	21,642	17,662	—	79,379
社 債	10,328	62,562	58,750	40,369	10,225	22,984	—	205,221
株 式 債	—	—	—	—	—	—	11,850	11,850
外 国 証 券	5,217	25,470	19,978	7,076	11,748	37,609	—	107,100
そ の 他 の 証 券	835	49,574	26,503	16,790	1,699	4,159	65,975	165,538
合 計	41,589	300,023	128,517	97,888	51,466	235,729	77,826	933,041

商品有価証券残高

2期とも該当する取引はありません。

商品有価証券の種類別平均残高

2期とも該当する取引はありません。

時価会計

有価証券

1. 売買目的有価証券

2期とも該当する取引はありません。

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	2024年度(2025.3.31)			2025年度(2026.3.31)		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	127	127	0	—	—	—
	社 債	50	50	0	100	100	0
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	177	177	0	100	100	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	57,089	54,208	△ 2,881	57,138	51,896	△ 5,242
	地 方 債	816	805	△ 10	334	326	△ 7
	社 債	923	919	△ 4	940	934	△ 6
	そ の 他	3,000	2,905	△ 94	3,000	2,850	△ 149
	小 計	61,829	58,839	△ 2,989	61,413	56,007	△ 5,405
合 計		62,006	59,016	△ 2,989	61,513	56,108	△ 5,404

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券です。

3. その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	2024年度(2025.3.31)			2025年度(2026.3.31)		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるものの	株 式	6,534	4,372	2,161	10,217	6,091	4,125
	債 券	4,919	4,919	0	—	—	—
	国 債	595	595	0	—	—	—
	地 方 債	377	377	0	—	—	—
	社 債	3,947	3,946	0	—	—	—
	そ の 他	83,640	80,280	3,359	91,826	83,048	8,778
貸借対照表計上額が取得原価を超えないものの	小 計	95,094	89,572	5,521	102,043	89,140	12,903
	株 式	1,723	1,990	△ 266	469	593	△ 124
	債 券	569,511	623,520	△ 54,009	590,038	669,409	△ 79,370
	国 債	227,513	258,051	△ 30,537	306,812	358,758	△ 51,946
	地 方 債	103,341	113,716	△ 10,375	79,045	92,231	△ 13,186
	社 債	238,656	251,752	△ 13,096	204,181	218,419	△ 14,237
合 計	そ の 他	241,164	270,347	△ 29,183	169,280	189,163	△ 19,883
	小 計	812,399	895,858	△ 83,459	759,788	859,167	△ 99,378
合 計		907,493	985,431	△ 77,937	861,832	948,307	△ 86,475

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

4. 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	2024年度(2025.3.31)	2025年度(2026.3.31)
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	317	317
非上場株式	836	846
組合出資金	7,907	8,532
合 計	9,061	9,695

金銭の信託

1. 運用目的の金銭の信託

2期とも該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

2期とも該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託

(単位：百万円)

2024年度					2025年度				
貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
14,988	15,000	△ 12	—	12	15,003	15,000	3	3	—

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

デリバティブ取引

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連取引(店頭)

(単位：百万円)

	2024年度(2025.3.31)					2025年度(2026.3.31)				
	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	オプション料等	時 価	評価損益	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	オプション料等	時 価	評価損益
通 貨 ス ワ ッ プ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
為 替 予 約	1,435	92	—	1,479	0	1,326	0	—	1,389	1
売 建	702	46	—	724	△ 21	591	0	—	621	△ 30
買 建	732	46	—	754	22	735	0	—	767	32
通 貨 オ プ シ ョ ン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
店 売 建	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
コ ー ル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
プ ッ ト	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
頭 買 建	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
コ ー ル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
プ ッ ト	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
売 建	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買 建	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計			—	1,479	0			—	1,389	1

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

金利・株式・債券・商品関連・クレジットデリバティブ取引

2期とも該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
金利関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種 類		2024年度				2025年度			
			ヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時 価	ヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時 価
原則的処理 方法	金利スワップ	受取固定・ 支 払 変 動	—	—	—	—	—	—	—	—
		受取変動・ 支 払 固 定	その他有価証券 (国債)	212,000	212,000	9,230	その他有価証券 (国債)	212,000	212,000	32,640
合 計						9,230				32,640

(注) 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

【主な分類商品】 上場株式、上場投資信託、国債、米国債等の、取引市場に上場されている商品等で、取引量が活発なものを分類しております。

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

【主な分類商品】 地方債、社債(上場企業等)、デリバティブ取引、金銭の信託、市場における取引価格が存在せず、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がなく、基準価額を時価とする投資信託、公社公団債等の、非上場であっても市場金利による割引等で時価を算定可能な商品や、取引市場に上場されているものの取引量が活発ではない商品などを分類しております。

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

【主な分類商品】 仕組債、私募債等で、流動性が低いものや、信用スプレッドの重要性が高いものなど、算定にあたって用いる前提によって、時価が変動しやすい商品を分類しております。
なお自金庫保証付私募債については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(TIBOR、スワップレート)で割り引いた価格の合計額から、自金庫保証付私募債に対応する個別貸倒引当金を控除する方法により時価を算定しております。

1. 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
金銭の信託	—	15,003	—	15,003
有価証券(その他有価証券)				
うち株式	10,686	—	—	10,686
国債	306,812	—	—	306,812
地方債	—	79,045	—	79,045
社債	—	204,181	—	204,181
その他の証券(*1)	62,885	182,318	1,609	246,813
金融資産計	380,384	480,549	1,609	862,542
デリバティブ取引(*2)	—	32,642	—	32,642
デリバティブ取引計	—	32,642	—	32,642

*1：有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額は14,293百万円であります。

*2：その他有価証券・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

*3：重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

2. 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

当金庫では、時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債のうち、預け金、貸出金、譲渡性預金、借用金については、「金融商品の時価等に関する事項」の注記において、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を使用しているため、時価のレベルごとの内訳の開示の対象としておりません。

また、上記以外の時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債についても重要性が乏しいため、時価のレベルごとの内訳の開示を省略しております。

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
有価証券(満期保有目的の債券)				
うち国債	51,896	—	—	51,896
地方債	—	326	—	326
社債	—	—	1,034	1,034
その他の証券	—	1,943	907	2,850
金融資産計	51,896	2,270	1,942	56,108
預金積金	—	2,872,666	—	2,872,666
金融負債計	—	2,872,666	—	2,872,666

連結情報

浜松いわた信用金庫グループ

(2026年3月末現在)

会 社 名	主 要 業 務	設 立 年 月 日	当庫議決権 資 本 金 比 率	そ の 他
浜松いわた信用金庫	(1) 浜松いわた信用金庫の 事務受託業務 (2) 不動産の保守清掃管理 業務 (3) 守衛ならびに駐車場管 理業務	昭和60年7月6日 20,000千円	100.0%	総資産 132,164千円 当期純利益 4,702千円
はましんリース(株)	(1) 各種車輛等の賃貸業 (2) 各種機械等の賃貸業 (3) 商業設備等の賃貸業 (4) 各種動産等の賃貸業	昭和58年4月27日 50,000千円	100.0%	総資産 18,768,022千円 当期純利益 216,271千円
浜松いわた信用保証(株)	(1) 信用保証ならびに信用 調査業務	平成2年5月24日 20,000千円	100.0%	総資産 2,751,373千円 当期純利益 187,535千円

2025年度の当金庫グループの連結決算における総資産額は3兆2,461億64百万円となり、純資産額は1,364億25百万円となりました。

利益に関しては、経常利益で62億94百万円、親会社株主に帰属する当期純利益で43億92百万円の計上となりました。安定した資金運用、会員充実に努めるとともに、庫外流出をおさえることにより、連結自己資本比率は13.56%となっております。

連結財務諸表

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2024年度 (2025.3.31)	2025年度 (2026.3.31)	科 目	2024年度 (2025.3.31)	2025年度 (2026.3.31)
現金及び預け金	689,247	745,144	預 金 積 金	2,840,064	2,868,871
買入手形及びコールローン	6	—	譲 渡 性 預 金	2,420	1,220
買 入 金 銭 債 権	93	50	借 用 金	79,368	73,186
金 銭 の 信 託	14,988	15,003	売 現 先 勘 定	6,656	5,421
有 価 証 券	978,257	932,737	債券貸借取引受入担保金	69,706	101,052
貸 出 金	1,390,264	1,446,663	外 国 為 替	23	17
外 国 為 替	1,783	2,091	そ の 他 負 債	18,622	39,122
そ の 他 資 産	45,873	71,074	賞 与 引 当 金	1,617	1,578
有 形 固 定 資 産	28,719	28,133	退職給付に係る負債	427	439
建 物	16,233	15,981	役員退職慰労引当金	760	814
土 地	9,965	9,766	そ の 他 の 引 当 金	321	389
建 設 仮 勘 定	104	124	繰 延 税 金 負 債	—	558
その他の有形固定資産	2,415	2,260	債 務 保 証	19,393	17,065
無 形 固 定 資 産	71	72	負 債 の 部 合 計	3,039,382	3,109,738
ソ フ ト ウ ェ ア	3	6	出 資 金	2,242	2,216
その他の無形固定資産	67	66	資 本 剰 余 金	435	435
退職給付に係る資産	2,799	3,145	利 益 剰 余 金	184,249	188,530
繰 延 税 金 資 産	6,133	129	処 分 未 済 持 分	△ 0	△ 0
債 務 保 証 見 返	19,393	17,065	会 員 勘 定 合 計	186,926	191,182
貸 倒 引 当 金	△ 15,090	△ 15,147	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 70,413	△ 78,257
資 産 の 部 合 計	3,162,541	3,246,164	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	6,645	23,501
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 63,767	△ 54,756
			純 資 産 の 部 合 計	123,159	136,425
			負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,162,541	3,246,164

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	2024年度	2025年度
経 常 収 益	39,911,296	52,756,141
資 金 運 用 収 益	25,878,648	33,360,958
貸 出 金 利 息	16,278,146	20,136,460
預 け 金 利 息	2,378,687	3,666,130
買入手形利息及びコールローン利息	105,717	243,855
有価証券利息配当金	6,833,061	8,985,411
その他の受入利息	283,036	329,100
役 務 取 引 等 収 益	5,379,112	5,641,308
そ の 他 業 務 収 益	1,501,483	2,264,915
そ の 他 経 常 収 益	7,152,052	11,488,958
その他の経常収益	7,152,052	11,488,958
経 常 費 用	36,245,346	46,461,605
資 金 調 達 費 用	4,270,488	9,106,970
預 金 利 息	1,665,568	5,583,569
給付補填備金繰入額	3,151	23,952
譲 渡 性 預 金 利 息	1,316	4,148
借 用 金 利 息	94,865	207,452
売渡手形利息及びコールマネー利息	—	1
売 現 先 利 息	71,913	415,366
債券貸借取引支払利息	580,962	1,161,887
金利スワップ支払利息	1,844,136	1,606,019
その他の支払利息	8,574	104,571
役 務 取 引 等 費 用	2,546,975	2,636,482
そ の 他 業 務 費 用	3,091,923	6,511,733
経 費	20,001,951	20,766,457
そ の 他 経 常 費 用	6,334,008	7,439,961
貸倒引当金繰入額	82,625	500,840
その他の経常費用	6,251,382	6,939,121
経 常 利 益	3,665,949	6,294,535
特 別 利 益	85,806	26,527
固 定 資 産 処 分 益	85,806	26,527
特 別 損 失	184,117	353,584
固 定 資 産 処 分 損	54,314	52,890
減 損 損 失	129,802	300,693
税金等調整前当期純利益	3,567,638	5,967,479
法人税、住民税及び事業税	700,898	1,624,280
法 人 税 等 調 整 額	305,192	△ 49,332
法 人 税 等 合 計	1,006,090	1,574,948
当 期 純 利 益	2,561,547	4,392,531
親会社株主に帰属する当期純利益	2,561,547	4,392,531

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	2024年度	2025年度
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	435,051	435,051
資本剰余金期末残高	435,051	435,051
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	181,801,221	184,249,783
利益剰余金増加高	2,561,547	4,392,531
親会社株主に帰属する当期純利益	2,561,547	4,392,531
利益剰余金減少高	112,985	111,800
配 当 金	112,985	111,800
利益剰余金期末残高	184,249,783	188,530,515

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結財務諸表の作成方針

- 連結の範囲に関する事項
 - ①連結される子会社及び子法人等 3社
会社名
浜松いわたビジネスサービス株式会社
はましんリース株式会社
浜松いわた信用保証株式会社
 - ②非連結の子会社及び子法人等 該当なし
- 持分法の適用に関する事項
 - ①持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 該当なし
 - ②持分法適用の関連法人等 該当なし
 - ③持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 該当なし
 - ④持分法非適用の関連法人等 該当なし
- 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
3月末日 3社
- のれんの償却に関する事項
のれんの償却については、発生年度以降20年以内で均等償却を行っております。
ただし、金額に重要性が乏しい場合には、発生年度にその全額を償却しております。
- 剰余金処分項目等の取扱に関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計年度において確定した剰余金処分に基いて作成しております。

2025年度連結財務諸表注記

連結貸借対照表

(注)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。ただし、外貨建債券については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については外国為替売買損益として処理する方法を採用しております。
- 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.と同じ方法により行っております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 当金庫の有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 3年～50年
その他 2年～50年
連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。ただし、はましんリース株式会社の貸与資産については、リース契約期間を償却年数としリース契約期間満了時の処分見積額を残価とする定額法により償却しております。
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
- 当金庫の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日改正)に規定する正常先償債及び要注意先償債に相当する償債については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
破綻懸念先償債に相当する償債については、償債額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先償債及び実質破綻先償債に相当する償債については、償債額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
破綻懸念先で与信額が一定額以上の大口債務者及び与信額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債務者のうち、償債の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる償債については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率等で割りいた金額と償債の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。
上記以外の破綻懸念先償債については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての償債は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
連結される子会社の貸倒引当金は、一般償債については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念償債等特定の償債については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主に10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生した翌連結会計年度から損益処理
「退職給付に係る資産」及び「退職給付に係る負債」については、信用金庫法施行規則別紙様式に基づき、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額を加減した額と年金資産の額の差額を計上しております。
なお、一部の連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
当金庫並びに連結される子会社は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫並びに連結される子会社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫並びに連結される子会社の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- ①制度全体の積立状況に関する事項(令和7年3月31日現在)
年金資産の額 1,796,855百万円
年金財政計算上の数理債務の額
と最低責任準備金の額との合計額 1,828,746百万円
差引額 △31,890百万円
- ②制度全体に占める当金庫並びに連結される子会社の掛金拠出割合(令和7年3月31日現在)
1.5536%
- ③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円及び別途積立金95,415百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫並びに連結される子会社は、当連結会計年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金304百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることによって算定されるため、上記②の割合は当金庫並びに連結される子会社の実際の負担割合とは一致しません。
なお、はましんリース株式会社については、退職金制度の一部に中小企業退職金共済を採用しております。
11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
12. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積み、必要と認める額を計上しております。
13. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金等の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額等を計上しております。
14. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(令和4年3月17日)(以下「業種別委員会実務指針第24号」という。))に規定する繰延ヘッジによっております。相場変動を相殺する個別ヘッジについては、ヘッジ対象となるその他有価証券(債券)とヘッジ手段である金利スワップに関する重要な条件がほぼ同一であるため、これをもって有効性の判定に代えております。
15. 役員取引等収益は、役員提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものとがあります。
為替業務及びその他の役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫に係る固定利用料等については、契約負債を前受収益として計上し利用期間に按分しておりますが、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
16. 当金庫並びに連結される子会社の固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
17. 証券投資信託(ETFを除く)の解約・償還に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「その他業務費用」に計上しております。
18. 会計上に見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。
貸倒引当金 15,147百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
19. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 14百万円
20. 有形固定資産の減価償却累計額 24,653百万円
21. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、営業用車輛及び事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
22. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)であります。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 6,101百万円
危険債権額 42,342百万円
三月以上延滞債権額 22百万円
貸出条件緩和債権額 7,163百万円
合計額 55,629百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

23. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,037百万円であります。

24. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 179,182百万円
預け金 17,060百万円

担保資産に対する債務

借入金 65,576百万円
売現先勘定 5,421百万円
債券貸借取引受 101,052百万円
入担保金

上記のほか、為替決済取引の担保として預け金21,000百万円、上下水道収納代理の担保として現金0百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金319百万円が含まれております。

25. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は1,040百万円であります。

26. 出資1口当たりの純資産額 6,154円61銭

27. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫グループは、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、株式及び投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。

当金庫グループでは、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融商品に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫グループは信用リスク管理に関する諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、信用情報管理、保証や担保の設定、貸出債権検討先への対応など信用リスク管理に関する体制を整備しております。

これらの信用リスク管理は、各営業店のほかりスク統括部、ファイナンス支援部、経営サポート部、ソリューション支援部により行われ、また、定期的に統合リスク管理委員会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク統括部及び資金証券部において、信用情報や時価等の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する諸規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しております。ALM委員会や統合リスク管理委員会においてALMに関する方針に基づいた実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っており、定期的に経営陣による経営会議や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、金利リスクの状況を定期的にALM委員会、統合リスク管理委員会、経営会議及び理事会に報告しております。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫グループは、為替の変動リスクに関して、適正な為替持高限度額及び為替持高管理基準を策定し、外国為替操作並びに外国為替持高の適正な運営、管理を行っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、資金運用方針に基づき、ALM委員会の管理の下、資金運用関連規程に従い行われております。

このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は直接またはリスク統括部を通じ、ALM委員会、統合リスク管理委員会、経営会議及び理事会において定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、諸規程に基づき実施されております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスク及び価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」及び「預金積金」であります。

当金庫グループでは、「預け金」、「有価証券」のうち債券、上場株式及び投資信託、「貸出金」及び「預金積金」等の市場リスク量をVaR(バリュー・アット・リスク)により月次で計測し、取得したリスク量とリスク限度額の管理をしております。

当金庫グループのVaRは分散共分散法(信頼区間：99.0%、保有期間：6ヵ月(有価証券等市場性商品)または1年(預貸金等)、観測期間：5年)により算出しており、令和8年3月31日(当連結会計年度の決算日)現在で当金庫グループの主要な市場リスク量(損失額の推計値)は、金利リスクが30,791百万円、為替リスクが1,314百万円、価格変動リスクが14,612百万円です。

VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループは、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち、現金及び預け金、貸出金、譲渡性預金及び借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

28. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。また、外国為替(資産・負債)、売現先勘定並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預け金(*1)	745,144	727,982	△17,162
(2) 金銭の信託	15,003	15,003	—
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	13	13	—
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	61,513	56,108	△5,404
その他有価証券(*3)	861,832	861,832	—
(5) 貸出金(*1)	1,446,663	1,425,707	
貸倒引当金(*2)	△14,830		
	1,431,832	1,425,709	△6,123
金融資産計	3,115,338	3,086,648	△28,690
(1) 預金積金	2,868,871	2,869,665	794
(2) 譲渡性預金(*1)	1,220	1,216	△3
(3) 借入金(*1)	73,186	70,903	△2,282
金融負債計	2,943,277	2,941,785	△1,491
デリバティブ取引(*4)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1	1	—
ヘッジ会計が適用されているもの	32,640	32,640	—
デリバティブ取引計	32,642	32,642	—

(*1) 現金及び預け金、貸出金、譲渡性預金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(※4) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 現金及び預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(TIBOR、スワップレート)で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 金銭の信託

信託財産を構成する有価証券の時価は、下記(4)と同様の方法により評価しております。

(3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格によっております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は公社債店頭売買参考統計値、JS Price又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、取引所の価格又は基準価額によっております。

自金庫保証付私募債は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(TIBOR、スワップレート)で割り引いた価額の合計額から、自金庫保証付私募債に対応する個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載することとしております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については29.から33.に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金は、以下の①及び②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①三月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、連結貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)

②①以外のものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(TIBOR、スワップレート)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 譲渡性預金

譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利(TIBOR、スワップレート)を用いております。

(3) 借入金

借入金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利(TIBOR、スワップレート)を用いております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は通貨関連取引(為替予約)、金利関連取引(金利スワップ)であり、割引現在価値等により算出した価格によっております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	846
組合出資金(※2)	8,532
合 計	9,378

(※1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(※2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預け金	540,144	132,500	60,500	12,000
金銭の信託	15,000	—	—	—
有価証券	42,478	438,958	163,858	295,759
満期保有目的の債券	546	38,828	3,000	20,000
その他の有価証券のうち満期があるもの	41,932	400,129	160,858	275,759
貸出金(※)	263,521	462,740	272,335	457,225
合 計	861,145	1,034,198	496,694	764,985

(※) 貸出金のうち、三月以上延滞債権等の償還予定額が見込めないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(※)	2,568,709	297,109	3,051	—
譲渡性預金	1,220	—	—	—
借入金	23,201	46,707	126	3,150
売現先勘定	5,421	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	101,052	—	—	—
合 計	2,699,606	343,817	3,178	3,150

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

売買目的有価証券

(単位：百万円)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	0

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	債 券	100	100	0
	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	100	100	0
	その他	—	—	—
	小 計	100	100	0
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	債 券	58,413	53,156	△5,256
	国 債	57,138	51,896	△5,242
	地方債	334	326	△7
	社 債	940	934	△6
	その他	3,000	2,850	△149
	小 計	61,413	56,007	△5,405
	合 計	61,513	56,108	△5,404

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	10,217	6,091	4,125
	債 券	—	—	—
	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	その他	91,826	83,048	8,778
	小 計	102,043	89,140	12,903
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	469	593	△124
	債 券	590,038	669,409	△79,370
	国 債	306,812	358,758	△51,946
	地方債	79,045	92,231	△13,186
	社 債	204,181	218,419	△14,237
	その他	169,280	189,163	△19,883
	小 計	759,788	859,167	△99,378
	合 計	861,832	948,307	△86,475

30. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

31. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	1,032	84	△25
債 券	29,607	1	△4,806
国 債	5,755	1	△10
地方債	12,953	—	△1,823
社 債	10,898	—	△2,972
その他の証券	75,202	6,617	△1,466
合 計	105,843	6,703	△6,299

32. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

33. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として当連結会計年度末における時価の帳簿価額に対する下落率が30%以上50%未満のものについては市場価格の推移や当該企業の業況及び時価下落要因等を総合的に判断し早期の回復が見込み難いと判定したものとしており、また、下落率が50%以上のものについては一律「著しく下落した」と判断することとしております。

- 市場価格のない株式等及び組合出資金のうち、当該有価証券の実質価値が取得原価に比べて著しく下落しており、実質価値が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該実質価値をもって連結貸借対照表価額とともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理しております。
- 当連結会計年度における減損処理額は、該当ありません。
- また、実質価値が「著しく下落した」と判断するための基準は、当該有価証券の実質価値の帳簿価額に対する下落率が50%以上のものとしております。
34. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	15,003	15,000	3	3	－

- (注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。
35. 有担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「国債」に合計176,522百万円、「その他(外国証券)」に5,493百万円含まれております。
36. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、209,769百万円であります。
- このうち原契約期間が1年以内のものが122,932百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫並びに連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫並びに連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
37. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。
- | | |
|---------------|-----------|
| 退職給付債務 | △9,269百万円 |
| 年金資産(時価) | 14,622百万円 |
| 未積立退職給付債務 | △5,352百万円 |
| 未認識数理計算上の差異 | △2,676百万円 |
| 未認識過去勤務費用 | 29百万円 |
| 連結貸借対照表計上額の純額 | △2,705百万円 |
| 退職給付に係る資産 | 3,145百万円 |
| 退職給付に係る負債 | △439百万円 |
38. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当連結会計年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。
- | | |
|---------------|--------|
| 契約資産 | －百万円 |
| 顧客との契約から生じた債権 | 200百万円 |
| 契約負債 | －百万円 |

連結損益計算書

- (注)
- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
 - 出資1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益 197円07銭
 - 当金庫並びに連結される子会社は、地区内の営業店舗等4拠点の建物、土地、その他の有形固定資産について、店舗移転等により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額300,693千円を減損損失として特別損失に計上しております。
- その内訳は、建物122,845千円、土地163,965千円、その他の有形固定資産13,881千円であります。
- なお、営業用店舗については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)で、処分予定資産及び遊休資産については各資産単位でグループピングしております。また、本部、事務センター、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。
- 当資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、主として不動産鑑定評価額に基づき算出しております。
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当連結会計年度における顧客との契約から生じる収益の金額は、5,626,780千円であります。
 - 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
内国為替業務	送金、代金取立等の内国為替業務に基づく受入手数料(一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む)	
外国為替業務	輸出・輸入手数料、外国為替送金等の外国為替業務に基づく受入手数料	これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
その他の役務取引等	手形小切手交付手数料、再発行手数料、口座振替手数料、口座維持手数料、融資取扱手数料、担保不動産事務手数料等の預金・貸出金業務関係の受入手数料	貸金庫に係る固定利用料等のサービス期間に対応して生じる収益については、前受収益を計上し利用期間に按分しております。なお、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
	投信販売手数料や保険販売手数料等の証券・保険販売業務関係の受入手数料	
	貸金庫業務関係の受入手数料	
	その他の役務取引等業務に係る受入手数料	

(注)顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債券保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除いております。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載しておりません。

連結経営指標

主要な経営指標の推移

(単位：利益千円、残高百万円、%)

科 目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
連 結 経 常 収 益	35,567,504	37,770,405	41,234,842	39,911,296	52,756,141
連 結 経 常 利 益	3,519,858	6,692,488	4,973,445	3,665,949	6,294,535
親会社株主に帰属する当期純利益	2,143,130	3,528,217	3,645,456	2,561,547	4,392,531
連 結 純 資 産 額	169,398	144,407	143,117	123,159	136,425
連 結 総 資 産 額	3,041,229	2,990,233	3,205,000	3,162,541	3,246,164
連 結 自 己 資 本 比 率	14.09	13.94	14.00	13.60	13.56

信用金庫法開示債権

(単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,870	6,101
危 険 債 権	47,324	42,342
三 月 以 上 延 滞 債 権	1	22
貸 出 条 件 緩 和 債 権	11,626	7,163
小 計 (A)	61,822	55,629
正 常 債 権 (B)	1,366,102	1,427,719
総 与 信 残 高 (A) + (B)	1,427,925	1,483,349

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
5. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」以外の債権です。
6. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

事業の種類別 セグメント情報

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：利益千円、残高百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	信用金庫業	リース業	計				
1.経常収益及び経常損益							
経常収益							
(1)外部顧客に対する経常収益	33,854,554	5,898,421	39,752,975	158,320	39,911,296	－	39,911,296
(2)セグメント間の内部経常収益	201,955	232,310	434,265	250,084	684,349	△ 684,349	－
計	34,056,509	6,130,731	40,187,241	408,404	40,595,645	△ 684,349	39,911,296
経常利益	3,141,025	373,007	3,514,033	297,090	3,811,124	△ 145,175	3,665,949
2.資産	3,149,471	17,276	3,166,747	295,669	3,462,417	△ 299,876	3,162,541

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：利益千円、残高百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	信用金庫業	リース業	計				
1.経常収益及び経常損益							
経常収益							
(1)外部顧客に対する経常収益	46,199,733	6,404,862	52,604,596	151,545	52,756,141	－	52,756,141
(2)セグメント間の内部経常収益	228,541	176,506	405,048	270,447	675,495	△ 675,495	－
計	46,428,274	6,581,369	53,009,644	421,992	53,431,637	△ 675,495	52,756,141
経常利益	5,821,605	326,799	6,148,404	289,231	6,437,635	△ 143,100	6,294,535
2.資産	3,234,007	18,768	3,252,775	317,762	3,570,538	△ 324,374	3,246,164

- (注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
2. 事業区分は、連結会社の事業の内容により区分しております。
- なお、「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、消費者ローン保証業務を含んでおります。

自己資本の充実の状況等について

定性的な開示事項

I. 単体における事業年度の開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

自己資本の額は、コア資本に係る基礎項目とコア資本に係る調整項目で構成されています。2025年度末の自己資本の額のうち、コア資本に係る基礎項目は、地域のお客様からお預かりしている出資金、過去の利益の積み上げによるもの

及び一般貸倒引当金が該当します。一方、コア資本に係る調整項目は、無形固定資産及び前払年金費用が該当します。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

2025年度における自己資本比率は、13.22%と国内で業務を行う金融機関の基準である4%を大幅に上回っており、浜松磐田信用金庫の経営が健全かつ安全であることを示しております。また、各エクスポージャーにおいても特定の分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

さらに、コア資本に係る基礎項目の額に占める会員勘定の割合は98.70%と当金庫の自己資本の大部分は毎期の安定利益の積み重ねにより形成されております。

一方、将来の自己資本充実策につきましては、年度ごとに掲げる収支計画に基づき、安定した利益の確保に努め、引き続き利益の積み上げによる自己資本の充実を図っていく方針であります。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足下の状況を十分に踏まえたうえで策定された実現性の高いものであります。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランス資産を含む)の価値が減少あるいは消滅し、当金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「信用リスク管理方針」、「信用リスク管理規程」等を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理体制を構築しています。

信用リスクの評価は、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

また、当金庫では、信用リスクの計量化のためのシステム導入を行い月次のリスク量を計量しております。

株式や債券、投資信託等の有価証券の購入にあたっては、投資適格基準を「資産別運用指針」で定め、購入先の評価である格付や財務状況等を総合的に判断し、安全度を考慮した投資を行っております。

審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門は分離しており、お互いに影響を受けない体制となっております。

以上、信用リスク管理の状況については、統合リスク管理委員会で協議検討を

行うとともに、必要に応じて経営会議、理事会にて経営陣に対し、報告する態勢を整備しております。

信用コストである貸倒引当金は、「資産の自己査定基準書」及び「資産の自己査定に関する償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、破綻懸念先のうち与信額4億円以上又は担保・保証等により保全されていない額が5千万円以上の債務者に対する引当額はキャッシュ・フロー見積法(DCF法)により算出しています。

なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

エクスポージャーの種類ごとの判定に使用する適格格付機関は以下の通りです。

- 国内法人又は国内法人の海外現地法人向けエクスポージャー
株式会社 格付投資情報センター(R&I)・株式会社 日本格付研究所(JCR)
- 海外中央政府または海外企業向けエクスポージャー
ムーディーズ・レーティングス(Moody's)
- 上記に当てはまらない格付が付されているエクスポージャーは当該格付

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいいます。具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の採上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の採上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金・有価証券・不動産等、保証には、人的保証・信用保証協会保証・政府関係機関保証・民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「事務取扱要領」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替、デリバティブ取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引

の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減手法の一つとして、金庫が定める「事務取扱要領」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認のうえ、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、パーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格金融資産担保として自金庫預金積金・有価証券(国債)、保証として地方公共団体保証・住宅融資保険・一般社団法人しんきん保証基金による保証・保証保険・その他民間保証等、その他非担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、地方公共団体保証は政府保証と同様、住宅融資保険は政府関係機関と同様、一般社団法人しんきん保証基金・保証保険・その他民間保証等は法人等エクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により判定をしております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特定の業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、お客様の外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすること、また、当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取扱っております。具体的な派生商品取引は、通貨関連取引として為替先物予約取引、金利関連取引として金利スワップがあります。

派生商品には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理しております。

また、信用リスクへの対応として、お客様との取引については、総与信取引に

おける保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段、行っておりません。その他、金利関連取引については、資金運用基準の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保を提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、心配ありません。以上により当該取引に係る市場リスク及び信用リスク、双方とも適切なリスク管理に努めております。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

6.証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産などを、その資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をすることを指します。このため、証券化商品への投資は、発行体の信用力、裏付資産の状況、市場流動性等に影響を受けるというリスク特性があります。

一般的に証券化取引の当事者は、証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されます。当金庫ではオリジネーターとして株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）が組成した「シンセティック型CLO」に参加していますが、地元の事業者向けに資金調達手段の多様化に応じるために取扱っているもので、証券化本来の目的である保有資産の流動化とは性質が異なるものです。したがって、採上げ基準やリスク管理については、貸出金と同様の方法による管理を行っております。

また、投資家としての証券化エクスポージャーを保有することがありますが基準日時点の残高はございません。

当該投資証券に係るリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、市場流動性、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて統合リスク管理委員会、経営会議に諮り、適切なリスク管理に努めております。

(2) 体制の整備及びその運用状況の概要

オリジネーターとしての証券化取引における証券化エクスポージャーの算出にあたっては、「シンセティック型CLO」において日本公庫と当金庫が締結したクレジット・デフォルト・スワップ契約に定められた貸付債権のデフォルトリスクのみを対象として算出しております。

投資家としての証券化取引については、当金庫の定める「資産別運用指針」において発行体及びその裏付資産等の包括的なリスク特性や構造上の特性が継続的に把握できるものを投資対象とし、同指針に従って情報収集とモニタリングを継続的に行うなど適正な運用・管理を行っております。

(3) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
当金庫は標準的手法を採用しております。

(4) 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合の、証券化目的導管体の種類及び当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別
当金庫は、証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行っておりません。

(5) 子法人等及び関連法人等のうち、当金庫が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称
該当ありません。

(6) 証券化取引に関する会計方針

当該取引に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」及び当金庫が定める「時価の採用基準」「有価証券の減損処理基準」等に従った、適正な処理を行っております。

(7) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の通りです。

①国内法人又は国内法人の海外現地法人向けエクスポージャー

●株式会社 格付投資情報センター(R&I)

●株式会社 日本格付研究所(JCR)

②海外中央政府又は海外企業向けエクスポージャー

●ムーディーズ・レーティングス(Moody's)

③上記に当てはまらない格付が付与されている証券化エクスポージャーは当該格付

(8) 定量的な情報に係る重要な変更

該当ありません。

6-2.CVAリスクに関する事項

(1) CVAリスク相当額の算出に使用する手法の名称及び各手法により算出される対象取引の概要

派生商品取引について、「簡便法」を採用しCVAリスク相当額を算出しております。

(2) CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要

CVAリスクは、大部分を対金融機関取引が占めており、全体のリスク・アセットに占める割合は相対的に低く、影響は限定的であると考えております。

7.オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「オペレーショナル・リスク管理方針」「オペレーショナル・リスク管理規程」等に基づき、適切にオペレーショナル・リスクを特定・評価・モニタリングし、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

特に、事務リスク管理については、「事務リスク管理方針」「事務リスク管理規程」を踏まえ、本部・営業部店が一体となり、厳正な「事務取扱要領」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取り組み、事務品質の向上に努めております。

システムリスクについては、「システムリスク管理方針」「システムリスク管理規程」を定め、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、システムリスク管理態勢の整備に努めております。

その他、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点から重要視した管理態勢の整備に努めております。

また、当金庫では監査部門が、本部・営業部店に対し立ち入り監査を実施しているほか、営業部店においては、事務統括部による事務検査、本部においては部内検査を実施しています。

一連のオペレーショナル・リスクに関連するリスクの状況については、統合リスク管理委員会をはじめ、各種委員会にて定期的に協議検討を行うとともに、必要に応じて経営会議、理事会において経営陣に対し報告する態勢を整備しております。

(2) BIの算出方法

金利要素（ILDC）、役務要素（SC）、及び金融商品要素（FC）の3つを合計してBI（事業規模指標）を算出しております。

(3) ILMの算出方法

自己資本比率告示第306条第1項第3号の規定に基づき、ILMの値に1を用いる方法を採用しております。

(4) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無
該当ありません。

(5) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無
該当ありません。

8.出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

出資等又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社株式、投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合、信金中央金庫等への出資金が該当します。

そのうち、上場株式に係るリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、「資金運用基準」の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産・分散投資の一つとして位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。

非上場株式、子会社株式、投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「資金運用基準」及び「資産別運用指針」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」及び当金庫が定める「時価の採用基準」「有価証券の減損処理基準」等に従った、適正な処理を行っております。

9.金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産・負債価値の変動により損失を被ることや、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、VaR(バリュー・アット・リスク)を用いて金利リスクを月次で算定するとともに当金庫経営体力に見合ったVaRの限度額を設定し、リスク量とリスク限度額の管理をしております。

加えて、預貸金・有価証券を中心とした金利リスクを有する資産・負債を対象に経済的価値の変動(ΔEVE)や損益の変動額(ΔNII)についてモニタリングを行っています。リスク量の状況については統合リスク管理委員会で協議検討をするともに、定期的に経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

- 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNIIについて
流動性預金については、金融庁が定める保守的な前提に基づき、コア預金を算定し、金利改定の満期を割り当てております。流動性預金に割り当てられた金利更改の平均満期は1.25年、最長の金利改定満期は5年となっております。固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、考慮して

おりません。複数通貨の集計については、ΔEVE及びΔNIIが正となる通貨のみを単純合算しております。割引金利については、信用スプレッド等を含めず、リスク・フリーレートを使用しています。内部モデルの使用等、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提はありません。

当金庫の重要性テスト(ΔEVE/自己資本の額)の結果は基準値である自己資本の20%以内に収まっております。

- 自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
自己資本の充実度評価、有価証券ポートフォリオに対するリスク管理の一環として、ストレス事象を想定した影響評価を実施しております。金利リスクや為替リスク、価格変動リスク、市場性信用リスクなど、ポートフォリオに内包するリスクファクターごとにリスクを測定し、経済価値変動や期間損益への影響を定期的にモニタリングし、管理に活用しています。
内部管理上、分散共分散法によるVaRを計測しております。信用リスクやその他のリスクとともに統一的な尺度を用いて、リスクを計測し、資本配賦の枠組みによるリスク管理に活用しています。

Ⅱ.連結における事業年度の開示事項

1.連結の範囲に関する事項

- (1) 自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲(以下「会計連結範囲」という。)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の原因

連結グループに属する会社と会計連結範囲に含まれる会社に相違点はありません。

- (2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結グループに属する連結子会社は以下の3社です。

- 浜松いわたビジネスサービス株式会社
- はましんリース株式会社
- 浜松いわた信用保証株式会社

詳細については、32ページをご参照下さい。

- (3) 自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当ありません。

- (4) 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当ありません。

- (5) 連結グループ内の資産及び自己資本の移動にかかる制限等の概要

該当ありません。

2.自己資本調達手段の概要

自己資本の額は、コア資本に係る基礎項目とコア資本に係る調整項目で構成されております。2025年度末の自己資本の額のうち、コア資本に係る基礎項目は、地域のお客様からお預かりしている出資金、過去の利益の積み上げによるもの

及び一般貸倒引当金が該当します。一方、コア資本に係る調整項目は、無形固定資産、退職給付に係る資産が該当します。

3.連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

2025年度における自己資本比率は、13.56%と国内で業務を行う金融機関の基準である4%を大幅に上回っており、浜松磐田信用金庫の経営が健全かつ安全であることを示しております。また、各エクスポージャーにおいても特定の分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

さらに、コア資本に係る基礎項目の額に占める会員勘定の割合は98.70%と連結グループの自己資本の大部分は毎期の安定利益の積み重ねにより形成されております。

一方、将来の自己資本充実策につきましては、連結グループに所属する各会社の年度ごとに掲げる収支計画に基づき、安定した利益の確保に努め、引き続き利益の積み上げによる自己資本の充実を図っていく方針であります。なお、連結グループに所属する各会社の収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足下の状況を十分に踏まえたうえで策定された実現性の高いものであります。

上記以外は、「Ⅰ.単体における事業年度の開示事項」と同様です。

自己資本の構成に関する開示事項・定量的な開示事項

I.単体における事業年度の開示事項

1.自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	2024年度	2025年度
(コア資本に係る基礎項目) (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	181,539	185,557
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,242	2,216
うち、利益剰余金の額	179,409	183,451
うち、外部流出予定額 (△)	111	110
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,910	2,438
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3,910	2,438
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	185,450	187,996
(コア資本に係る調整項目) (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	72	65
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	72	65
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	2,017	2,265
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	2,089	2,330
自己資本		
自己資本の額 [(イ)－(ロ)] (ハ)	183,360	185,666
(リスク・アセット等) (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,330,154	1,359,327
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	43,096	44,108
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,373,251	1,403,435
単体自己資本比率		
単体自己資本比率 (ハ)／(ニ)	13.35%	13.22%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2.定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2024年度		2025年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの額の合計額	1,330,154	53,206	1,359,327	54,373
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	1,232,147	49,285	1,274,348	50,973
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	110	4	100	4
我が国の政府関係機関向け	2,663	106	1,235	49
地方三公社向け	47	1	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	95,496	3,819	84,313	3,372
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	22,296	891	25,547	1,021
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	456,935	18,277	470,148	18,805
特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	118,267	4,730	126,104	5,044
トランザクター向け	2,180	87	1,934	77
不動産関連向け	357,649	14,305	386,990	15,479
自己居住用不動産等向け	234,035	9,361	238,297	9,531
賃貸用不動産向け	116,953	4,678	142,208	5,688
事業用不動産関連向け	2,560	102	2,753	110
その他不動産関連向け	4,099	163	3,731	149
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	35,999	1,439	26,944	1,077
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	5,403	216	5,047	201
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	119	4	99	3
信用保証協会等による保証付	4,888	195	5,752	230
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	18,748	749	29,649	1,185
上記以外	135,817	5,432	137,961	5,518
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	56,277	2,251	56,280	2,251
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	18,958	758	18,612	744
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	4,675	187	4,406	176
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	55,906	2,236	58,662	2,346
②証券化エクスポージャー	425	17	865	34
証券化 STC要件適用分	—	—	—	—
短期STC要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	425	17	865	34
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	97,240	3,889	82,145	3,285
ルック・スルー方式	97,240	3,889	82,145	3,285
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1,250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を1/10パーセントで除して得た額（簡便法）	341	13	1,968	78
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を1/10パーセントで除して得た額	43,096	1,723	44,108	1,764
BI	28,730	—	29,405	—
BIC	3,447	—	3,528	—
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額（イ+ロ）	1,373,251	54,930	1,403,435	56,137

- (注) 1.所要自己資本額＝リスク・アセット等×4%
2.「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4.当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5.当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6.単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

(2) 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)
イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
地域別、業種別及び残存期間別

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		その他		延滞エクスポージャー	
			期末残高	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
国内			3,074,967	3,290,823	1,454,131	1,513,232	688,143	728,816	12,465	35,866	920,226	1,012,907	44,921	39,856
国外			134,682	147,988	2,425	2,289	81,435	95,078	—	—	50,822	50,620	—	—
地域別合計			3,209,649	3,438,811	1,456,556	1,515,522	769,578	823,894	12,465	35,866	971,048	1,063,528	44,921	39,856
製造業			295,802	301,268	210,589	215,319	72,105	70,032	0	1	13,107	15,915	11,491	9,565
農業、林業			2,074	2,291	2,074	2,291	—	—	—	—	—	—	179	169
漁業			1,265	1,198	1,265	1,198	—	—	—	—	—	—	26	43
鉱業、採石業、砂利採取業			1,358	1,333	358	333	1,000	1,000	—	—	—	—	39	—
建設業			112,300	117,147	101,335	106,182	10,914	10,915	—	—	50	50	4,074	3,981
電気・ガス・熱供給・水道業			48,158	44,502	27,432	24,875	20,722	19,623	—	—	3	3	310	254
情報通信業			7,115	7,043	3,158	3,781	3,202	3,102	—	—	753	159	91	85
運輸業、郵便業			71,230	56,625	27,452	30,090	43,657	26,414	—	—	120	120	554	673
卸売業、小売業			115,697	119,433	106,303	110,481	9,009	8,859	—	4	384	88	5,121	4,416
金融業、保険業			1,038,744	1,146,240	16,156	16,275	113,033	104,603	12,427	35,859	897,126	989,501	2	—
不動産業			293,793	304,681	271,500	287,807	17,551	16,840	38	—	4,703	33	8,484	8,351
物品賃貸業			8,393	9,155	8,102	8,863	—	—	—	—	291	291	9	3
学術研究、専門・技術サービス業			9,921	9,992	9,921	9,992	—	—	—	—	—	—	23	20
宿泊業			2,603	2,399	2,603	2,399	—	—	—	—	—	—	182	177
飲食業			12,215	11,929	12,215	11,929	—	—	—	—	—	—	1,031	913
生活関連サービス業、娯楽業			27,579	24,485	27,574	24,480	—	—	—	—	4	4	2,807	1,305
教育、学習支援業			9,745	9,161	9,745	9,161	—	—	—	—	—	—	122	117
医療、福祉			63,418	64,323	63,018	63,923	400	400	—	—	—	—	2,463	2,332
その他のサービス			32,019	32,089	28,738	30,354	3,103	1,601	—	—	177	133	1,582	1,412
個人・地方公共団体等			476,886	563,288	35,163	35,121	441,137	527,453	—	—	585	713	—	—
国			474,645	502,280	474,645	502,280	—	—	—	—	—	—	6,166	5,883
その他			104,680	107,935	17,201	18,377	33,739	33,046	—	—	53,738	56,511	155	147
業種別合計			3,209,649	3,438,811	1,456,556	1,515,522	769,578	823,894	12,465	35,866	971,048	1,063,528	44,921	39,856
1年以下			430,086	445,808	169,079	150,546	30,946	36,810	38	45	230,021	258,406	—	—
1年超 3年以下			362,169	471,098	85,756	122,549	118,086	244,794	16	—	158,310	103,754	—	—
3年超 5年以下			276,086	302,552	107,832	133,545	112,220	101,263	—	—	56,033	67,743	—	—
5年超 7年以下			234,685	199,234	114,730	82,658	92,400	112,227	—	1,846	27,554	2,502	—	—
7年超10年以下			319,338	278,087	148,474	152,910	134,006	66,532	808	576	36,050	58,067	—	—
10年超			1,131,789	1,154,175	804,211	846,472	281,919	262,266	11,602	33,397	34,055	12,038	—	—
期間の定めのないもの			455,493	587,854	26,470	26,838	—	—	—	—	429,022	561,015	—	—
残存期間別合計			3,209,649	3,438,811	1,456,556	1,515,522	769,578	823,894	12,465	35,866	971,048	1,063,528	—	—

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。
2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3. 上記の業種別エクスポージャーにおける「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、動不動産、繰延税金資産、投資信託、国内法人の海外金融子会社債券等です。
4. 上記の主なエクスポージャー区分における「その他」は、上記の主なエクスポージャーに分類されないエクスポージャーです。
- 具体的には株式、出資金、預け金、普通預金、定期預金、現金、動不動産、繰延税金資産、投資信託、金銭の信託等です。
5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2024年度	4,134	3,910	—	4,134	3,910
	2025年度	3,910	2,438	—	3,910	2,438
個別貸倒引当金	2024年度	10,954	10,952	379	10,574	10,952
	2025年度	10,952	12,434	425	10,527	12,434
合計	2024年度	15,088	14,863	379	14,708	14,863
	2025年度	14,863	14,873	425	14,438	14,873

ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		期末残高			
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
国内	10,852	10,861	9	1,565	10,861	12,427	0	0
国外	101	90	△ 11	△ 83	90	7	—	—
地域別合計	10,954	10,952	△ 1	1,482	10,952	12,434	0	0
製造業	2,362	2,086	△ 275	747	2,086	2,834	—	—
農業、林業	108	59	△ 49	0	59	59	—	—
漁業	1	1	0	0	1	2	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	3	3	0	△ 3	3	—	—	—
建設業	613	914	300	1,793	914	2,708	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	32	24	△ 7	82	24	106	—	—
情報通信業	2	6	4	△ 1	6	5	—	—
運輸業、郵便業	378	49	△ 329	123	49	172	—	—
卸売業、小売業	1,083	1,740	656	38	1,740	1,778	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	1,909	1,743	△ 166	196	1,743	1,940	—	—
物品賃貸業	0	0	0	0	0	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	62	1	△ 60	0	1	1	—	—
宿泊業	3	3	0	0	3	2	—	—
飲食業	174	164	△ 9	27	164	192	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	2,038	2,032	△ 6	△ 1,118	2,032	914	—	—
教育、学習支援業	73	55	△ 18	△ 2	55	52	—	—
医療、福祉	1,020	1,031	11	△ 288	1,031	742	—	—
その他のサービス	914	822	△ 91	△ 141	822	681	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	129	115	△ 14	27	115	143	0	0
その他	40	94	54	1	94	96	—	—
合計	10,954	10,952	△ 1	1,482	10,952	12,434	0	0

(注) 1.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
2.[その他]は、ゴルフ会員権等のその他資産で発生している業種区分に分類することが適当でない引当金です。

二.標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	2024年度					
現金	21,083	－	21,083	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	630,528	64,400	630,528	64,400	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	9,971	－	9,971	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	149,991	3,000	149,991	300	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	7,991	－	7,991	－	110	1
我が国の政府関係機関向け	41,485	－	41,485	－	2,663	6
地方三公社向け	243	－	238	－	47	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	368,551	157,745	368,551	69,148	95,496	22
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	6,109	156,982	6,109	69,110	22,296	30
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	618,153	100,447	603,652	13,773	456,935	74
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	178,278	322,819	168,615	17,498	118,267	64
トランザクター向け	1	262,924	0	5,518	2,180	40
不動産関連向け	588,470	6,297	585,772	6,261	357,649	60
自己居住用不動産等向け	451,502	－	449,516	－	234,035	52
賃貸用不動産向け	129,803	4,108	129,131	4,100	116,953	88
事業用不動産関連向け	2,459	－	2,451	－	2,560	104
その他不動産関連向け	4,705	2,189	4,673	2,160	4,099	60
ADC向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	27,223	1,591	26,816	419	35,999	132
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	6,391	－	6,382	－	5,403	85
取立未済手形	598	－	598	－	119	20
信用保証協会等による保証付	108,591	8,012	107,914	833	4,888	4
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	18,748	－	18,748	－	18,748	100
合計					1,096,330	

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	2025年度					
現金	24,692	—	24,692	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	861,583	60,400	861,583	60,400	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	18,377	—	18,377	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	127,457	3,000	126,895	300	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	3,201	—	3,201	—	100	3
我が国の政府関係機関向け	13,268	—	13,268	—	1,235	9
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	292,253	218,883	292,253	81,202	84,313	23
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	6,010	218,112	6,010	81,162	25,547	29
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	627,234	111,351	613,181	14,782	470,148	75
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	196,839	335,038	187,112	17,006	126,104	62
トランザクター向け	0	254,375	0	4,948	1,934	39
不動産関連向け	619,997	5,425	616,655	5,386	386,990	62
自己居住用不動産等向け	459,752	—	457,442	—	238,297	52
賃貸用不動産向け	153,254	3,521	152,282	3,514	142,208	91
事業用不動産関連向け	2,591	—	2,582	—	2,753	107
その他不動産関連向け	4,398	1,904	4,347	1,871	3,731	60
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	21,135	1,578	20,815	296	26,944	128
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	6,056	—	6,048	—	5,047	83
取立未済手形	498	—	498	—	99	20
信用保証協会等による保証付	106,860	7,759	106,061	803	5,752	5
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	21,889	—	21,889	—	29,649	135
合計					1,136,386	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ.標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
2024年度																
現金	21,083	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	694,928	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	9,971	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	150,291	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	6,891	1,100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	14,851	26,634	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	238	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	350,160	-	87,535	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	2,696	-	72,524	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	3,323	777	-	80,399	-	-	-	-	-	-	-	-	100,858	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	584	-	39,055	-	-	-	-	-	-	-	4,307	2,580	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	1,211	-	-	-	-	-	-	-	4,307	0	-	-	-
不動産関連向け	-	37	-	79,718	22,071	43,967	371	3,900	1,861	19,377	187	13,575	65,506	835	14,471	2,645
自己居住用不動産等向け	-	37	-	79,703	22,071	34,778	371	-	1,861	19,377	-	-	65,504	-	-	2,645
賃貸用不動産向け	-	-	-	14	-	9,188	-	3,900	-	-	187	13,575	-	835	7,640	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	6,831	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	7	-	901	-	-	-	-	-	-	-	-	2,906	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	27	-	568	-	-	-	-	-	-	-	-	1,004	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	598	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	59,863	48,884	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	961,206	78,053	-	551,640	22,071	131,502	371	3,900	1,861	19,377	187	17,883	172,857	835	14,471	2,645

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
2024年度																
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21,083
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	694,928
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,971
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	150,291
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,991
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	41,485
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	238
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	437,700
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	75,220
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	-	-	278,670	-	-	153,396	-	-	-	-	-	-	-	-	617,426
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	130,265	-	-	-	-	9,320	-	-	-	-	-	-	-	-	186,114
トランザクター向け	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,518
不動産関連向け	164,452	66,938	-	-	13	355	-	86,955	2,104	-	-	2,684	-	-	-	592,033
自己居住用不動産等向け	164,119	59,044	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	449,516
賃貸用不動産向け	-	7,893	-	-	-	355	-	86,955	-	-	-	2,684	-	-	-	133,232
事業用不動産関連向け	332	-	-	-	13	-	-	-	2,104	-	-	-	-	-	-	2,451
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,833
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	1,531	-	-	-	-	21,888	-	-	-	27,236
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	4,782	-	-	-	-	-	-	-	-	6,382
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	598
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	108,748
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18,748	-	-	18,748
合計	164,452	197,203	-	278,670	13	355	169,036	86,955	2,104	-	-	24,573	18,748	-	-	2,920,981

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	2025年度															
現金	24,692	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	921,983	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	18,377	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	127,195	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	2,201	1,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	911	12,356	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	277,303	-	96,141	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	6,042	-	81,130	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	3,323	701	-	79,667	-	-	-	-	-	-	-	-	95,370	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	1,398	-	48,210	-	-	-	-	-	-	-	3,779	3,983	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	1,169	-	-	-	-	-	-	-	3,779	-	-	-	-
不動産関連向け	-	39	-	84,731	22,076	43,045	369	3,667	1,829	18,585	90	13,706	63,544	809	13,112	2,529
自己居住用不動産等向け	-	39	-	84,720	22,076	34,000	369	-	1,829	18,585	-	-	63,539	-	-	2,529
賃貸用不動産向け	-	-	-	11	-	9,044	-	3,667	-	-	90	13,706	-	809	6,897	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	6,214	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	20	-	842	-	-	-	-	-	-	-	-	2,906	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	24	-	572	-	-	-	-	-	-	-	-	1,045	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	498	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	49,342	57,522	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,148,027	73,064	-	491,826	22,076	139,186	369	3,667	1,829	18,585	90	17,486	166,851	809	13,112	2,529

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	2025年度															
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24,692
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	921,983
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18,377
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	127,195
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,201
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13,268
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	373,455
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	87,172
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	-	-	284,399	-	-	164,501	-	-	-	-	-	-	-	-	627,964
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	137,895	-	-	-	-	8,851	-	-	-	-	-	-	-	-	204,119
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,948
不動産関連向け	165,613	70,882	-	-	34	338	-	110,777	2,345	-	-	3,911	-	-	-	622,042
自己居住用不動産等向け	165,410	64,340	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	457,442
賃貸用不動産向け	-	6,542	-	-	-	338	-	110,777	-	-	-	3,911	-	-	-	155,797
事業用不動産関連向け	202	-	-	-	34	-	-	-	2,345	-	-	-	-	-	-	2,582
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,219
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	1,399	-	-	-	-	15,942	-	-	-	21,111
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	4,405	-	-	-	-	-	-	-	-	6,048
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	498
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	106,865
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21,889	-	-	21,889
合計	165,613	208,778	-	284,399	34	338	179,168	110,777	2,345	-	-	19,853	21,889	-	-	3,092,712

ヘ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円、%)

2024年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	1,616,518	249,113	90.082	1,749,703
40%～70%	386,584	255,738	10.981	392,724
75%	197,767	48,307	21.299	197,788
80%	—	—	—	—
85%	280,497	47,537	16.059	278,947
90%～100%	165,169	59,629	16.461	169,433
105%～130%	86,444	2,907	100.000	89,060
150%	24,575	1,081	33.771	24,574
250%	18,748	—	—	18,748
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	2,776,305	664,314	42.675	2,920,981

(単位：百万円、%)

2025年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	1,739,035	305,630	92.086	1,879,210
40%～70%	379,769	247,699	10.921	385,079
75%	208,841	67,923	17.623	209,328
80%	—	—	—	—
85%	286,260	51,619	15.369	284,620
90%～100%	174,584	67,002	14.708	179,602
105%～130%	111,119	2,462	100.000	113,122
150%	19,845	1,098	28.082	19,859
250%	21,889	—	—	21,889
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	2,941,345	743,436	45.871	3,092,712

(注) 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことであります。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		保証		クレジット・デリバティブ	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	117,135	171,205	165,624	164,617	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	9,267	32,672
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—
(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。		
	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額
	2024年度	2025年度
①派生商品取引合計	12,466	35,866
(i) 外国為替関連取引	55	45
(ii) 金利関連取引	12,410	35,820
(iii) 金関連取引	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—
②長期決済期間取引	—	—
合計	12,466	35,866

担保の種類別の額	2024年度		2025年度	
自金庫預金	－		－	
	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額	－	－	－	－
	2024年度		2025年度	
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	－		－	

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ.オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

①原資産の合計額等

(単位：百万円)

	原資産の額	
	合成型証券化取引	
	2024年度	2025年度
事業性資金	874	2,240
合計	874	2,240

②原資産を構成するエクスポージャーに係る延滞エクスポージャーの額等

該当ありません。

③当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略

(単位：百万円)

		2024年度	2025年度
当期に証券化取引を行った エクスポージャーの額		34	36
	事業性資金	34	36

④保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位：百万円)

		2024年度	2025年度
証券化エクスポージャーの額		34	36
	事業性資金	34	36

b.再証券化エクスポージャー

該当ありません。

⑤保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	2024年度		2025年度		2024年度		2025年度	
	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引
0%～15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15%～50%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
50%～100%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
100%～250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
250%～400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
400%～1,250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	34	—	36	—	17	—	17	—
事業性資金	34	—	36	—	17	—	17	—
合計	34	—	36	—	17	—	17	—

(注) 1.所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。
2.「1,250%」欄は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

b.再証券化エクスポージャー

該当ありません。

以下の項目は該当ありません。

証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳

早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額

保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

ロ.投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません。

(6) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ.貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区分	2024年度		2025年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	22,787	22,787	28,092	28,092
非上場株式等	15,877	—	15,886	—
合計	38,664	22,787	43,978	28,092

ロ.出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
売却益	1,180	4,948
売却損	109	25
償却	121	0

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ.貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
評価損益	1,289	3,463

二.貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
評価損益	—	—

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
リスク・スルー方式を適用するエクスポージャー	279,088	184,287
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1,250％）を適用するエクスポージャー	—	—

(8) 金利リスクに関する事項

IRRBB 1：金利リスク

(単位：百万円)

項番		△EVE		△NII	
		2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
1	上方パラレルシフト	13,818	10,272	—	—
2	下方パラレルシフト	—	92	939	5,286
3	スティープ化	19,516	17,215		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	19,516	17,215	939	5,286
		2024年度	2025年度		
8	自己資本の額	183,360	185,666		

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

Ⅱ.連結会計年度の開示事項

1.自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	2024年度	2025年度
(コア資本に係る基礎項目) (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	186,815	191,071
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,677	2,651
うち、利益剰余金の額	184,249	188,530
うち、外部流出予定額 (△)	111	110
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額		
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,940	2,498
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3,940	2,498
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	190,755	193,570
(コア資本に係る調整項目) (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	71	72
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	71	72
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	2,017	2,265
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	2,088	2,337
自己資本		
自己資本の額 [(イ)－(ロ)] (ハ)	188,666	191,232
(リスク・アセット等) (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,343,730	1,365,638
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	42,947	43,956
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,386,678	1,409,594
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 (ハ)／(ニ)	13.60%	13.56%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき、算出しております。
 なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

2.定量的な開示事項

(1) その他金融機関等^(注)であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額^(注)自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。規制上の所要自己資本を下回った会社、及び、所要自己資本を下回った額に該当するものではありません。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2024年度		2025年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの額の合計額	1,343,730	53,749	1,365,638	54,625
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	1,245,723	49,828	1,280,658	51,226
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	110	4	100	4
我が国の政府関係機関向け	2,663	106	1,235	49
地方三公社向け	47	1	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	95,593	3,823	84,400	3,376
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	22,296	891	25,547	1,021
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	466,515	18,660	479,581	19,183
特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	122,118	4,884	130,298	5,211
トランザクター向け	2,160	86	1,945	77
不動産関連向け	357,649	14,305	386,991	15,479
自己居住用不動産等向け	234,035	9,361	238,298	9,531
賃貸用不動産向け	116,953	4,678	142,208	5,688
事業用不動産関連向け	2,560	102	2,753	110
その他不動産関連向け	4,099	163	3,731	149
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	36,561	1,462	19,847	793
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	5,363	214	4,953	198
取立未済手形	119	4	99	3
信用保証協会等による保証付	4,888	195	5,752	230
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	18,444	737	29,254	1,170
上記以外	135,649	5,425	138,144	5,525
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	56,277	2,251	56,280	2,251
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	18,585	743	18,585	743
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	4,806	192	4,555	182
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	55,980	2,239	58,722	2,348
②証券化エクスポージャー	425	17	865	34
証券化 STC要件適用分	—	—	—	—
短期STC要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	425	17	865	34
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	97,240	3,889	82,145	3,285
ルック・スルー方式	97,240	3,889	82,145	3,285
マデント方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1,250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額をハパーセントで除して得た額(簡便法)	341	13	1,968	78
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	42,947	1,717	43,956	1,758
BI	28,631		29,304	
BIC	3,435		3,516	
ハ. 連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額 (イ+ロ)	1,386,678	55,467	1,409,594	56,383

(注) 1.所要自己資本額=リスク・アセット等×4%
2.「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4.当金庫グループでは、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5.当金庫グループは、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6.連結総所要自己資本額=連結リスク・アセットの合計額(連結自己資本比率の分母の額)×4%

(3) 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

地域別、業種別及び残存期間別

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポ ージャー区分	信用リスクエクスポージャー 期末残高		貸出金、コミットメント及びその他のデ リバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		その他		延滞エクスポージャー	
		2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
国内		3,093,581	3,308,806	1,472,369	1,530,926	688,143	728,816	12,465	35,866	920,602	1,013,197	45,438	29,600
国外		132,634	147,988	377	2,289	81,435	95,078	—	—	50,822	50,620	—	—
地域別合計		3,226,215	3,456,794	1,472,746	1,533,215	769,578	823,894	12,465	35,866	971,424	1,063,817	45,438	29,600
製造業		302,491	223,510	217,278	137,560	72,105	70,032	0	1	13,107	15,915	11,757	3,857
農業、林業		2,095	1,637	2,095	1,637	—	—	—	—	—	—	181	152
漁業		1,270	1,192	1,270	1,192	—	—	—	—	—	—	26	43
鉱業、採石業、砂利採取業		1,360	1,072	359	71	1,000	1,000	—	—	—	—	39	—
建設業		114,330	94,305	103,365	83,339	10,914	10,915	—	—	50	50	4,151	1,377
電気・ガス・熱供給・水道業		48,195	43,736	27,469	24,109	20,722	19,623	—	—	3	3	311	236
情報通信業		7,152	6,213	3,195	2,951	3,202	3,102	—	—	753	159	91	41
運輸業、郵便業		73,626	37,381	29,848	10,846	43,657	26,414	—	—	120	120	572	370
卸売業、小売業		117,281	94,734	107,887	85,781	9,009	8,859	—	4	384	88	5,144	3,316
金融業、保険業		1,039,249	1,146,555	16,183	16,162	113,033	104,603	12,427	35,859	897,605	989,929	2	—
不動産業		294,021	285,581	271,727	268,706	17,551	16,840	38	—	4,703	33	8,496	7,567
物品賃貸業		8,214	8,516	8,213	8,516	—	—	—	—	1	—	9	3
学術研究、専門・技術サービス業		10,111	6,330	10,111	6,330	—	—	—	—	—	—	24	19
宿泊業		2,623	2,014	2,623	2,014	—	—	—	—	—	—	182	177
飲食業		12,372	10,395	12,372	10,395	—	—	—	—	—	—	1,043	788
生活関連サービス業、娯楽業		28,167	18,841	28,162	18,836	—	—	—	—	4	4	2,855	1,092
教育、学習支援業		9,817	7,163	9,817	7,163	—	—	—	—	—	—	122	117
医療、福祉		64,292	38,745	63,892	38,345	400	400	—	—	—	—	2,483	972
その他のサービス		32,439	27,522	29,166	25,793	3,103	1,601	—	—	169	126	1,586	1,404
国・地方公共団体等		476,898	537,659	35,175	9,485	441,137	527,453	—	—	585	720	—	—
個人		474,659	502,177	474,659	502,177	—	—	—	—	—	—	6,166	5,883
その他		105,542	361,508	17,867	271,796	33,739	33,046	—	—	53,934	56,665	187	2,179
業種別合計		3,226,215	3,456,794	1,472,746	1,533,215	769,578	823,894	12,465	35,866	971,424	1,063,817	45,438	29,600
1年以下		430,569	446,245	169,079	150,546	30,946	36,810	38	45	230,505	258,843	—	—
1年超 3年以下		362,169	471,098	85,756	122,549	118,086	244,794	16	—	158,310	103,754	—	—
3年超 5年以下		276,086	302,552	107,832	133,545	112,220	101,263	—	—	56,033	67,743	—	—
5年超 7年以下		234,685	199,234	114,730	82,658	92,400	112,227	—	1,846	27,554	2,502	—	—
7年超10年以下		319,338	278,087	148,474	152,910	134,006	66,532	808	576	36,050	58,067	—	—
10年超		1,131,789	1,154,175	804,211	846,472	281,919	262,266	11,602	33,397	34,055	12,038	—	—
期間の定めのないもの		471,575	605,401	42,661	44,532	—	—	—	—	428,914	560,868	—	—
残存期間別合計		3,226,215	3,456,794	1,472,746	1,533,215	769,578	823,894	12,465	35,866	971,424	1,063,817	—	—

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。
2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3. 上記の業種別エクスポージャーにおける「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、動不動産、繰延税金資産、投資信託、国内法人の海外金融子会社債券等です。
4. 上記の主なエクスポージャー区分における「その他」は、上記の主なエクスポージャーに分類されないエクスポージャーです。
- 具体的には株式、出資金、預け金、普通預金、定期預金、現金、動不動産、繰延税金資産、投資信託、金銭の信託等です。
5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2024年度	4,168	3,940	—	4,168	3,940
	2025年度	3,940	2,498	—	3,940	2,498
個別貸倒引当金	2024年度	11,245	11,150	405	10,839	11,150
	2025年度	11,150	12,648	443	10,706	12,648
合計	2024年度	15,413	15,090	405	15,007	15,090
	2025年度	15,090	15,147	443	14,646	15,147

ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		期末残高			
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
国内	11,143	11,059	△84	1,581	11,059	12,641	0	0
国外	101	90	△11	△ 83	90	7	—	—
地域別合計	11,245	11,150	△95	1,498	11,150	12,648	0	0
製造業	2,377	2,122	△254	641	2,122	2,764	—	—
農業、林業	111	59	△51	0	59	59	—	—
漁業	1	1	0	0	1	2	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	3	3	0	△ 3	3	—	—	—
建設業	618	921	302	1,812	921	2,733	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	32	24	△8	82	24	107	—	—
情報通信業	2	6	4	△ 1	6	5	—	—
運輸業、郵便業	485	49	△436	123	49	172	—	—
卸売業、小売業	1,092	1,745	653	40	1,745	1,785	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	1,911	1,744	△166	196	1,744	1,940	—	—
物品賃貸業	0	0	0	0	0	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	62	1	△60	0	1	1	—	—
宿泊業	3	3	0	0	3	2	—	—
飲食業	176	167	△9	27	167	194	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	2,060	2,051	△8	△ 1,137	2,051	914	—	—
教育、学習支援業	73	55	△18	△ 2	55	52	—	—
医療、福祉	1,024	1,034	10	△ 288	1,034	745	—	—
その他のサービス	941	823	△117	△ 141	823	681	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	227	213	△14	43	213	257	0	0
その他	40	120	80	107	120	228	—	—
合計	11,245	11,150	△95	1,498	11,150	12,648	0	0

(注) 1.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
2.「その他」は、ゴルフ会員権等のその他資産で発生している業種区分に分類することが適当でない引当金です。

二.標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	2024年度					
現金	21,083	－	21,083	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	630,528	64,400	630,528	64,400	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	9,971	－	9,971	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	150,003	3,000	150,003	300	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	7,991	－	7,991	－	110	1
我が国の政府関係機関向け	41,485	－	41,485	－	2,663	6
地方三公社向け	243	－	238	－	47	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	369,035	157,745	369,035	69,148	95,593	22
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	6,109	156,982	6,109	69,110	22,296	30
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	628,723	100,887	614,190	13,817	466,515	74
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	183,362	322,379	173,732	17,454	122,118	64
トランザクター向け	1	262,462	0	5,474	2,160	39
不動産関連向け	588,470	6,297	585,772	6,261	357,649	60
自己居住用不動産等向け	451,502	－	449,516	－	234,035	52
賃貸用不動産向け	129,803	4,108	129,131	4,100	116,953	88
事業用不動産関連向け	2,459	－	2,451	－	2,560	104
その他不動産関連向け	4,705	2,189	4,673	2,160	4,099	60
ADC向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	27,661	1,591	27,254	419	36,561	132
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	6,351	－	6,342	－	5,363	85
取立未済手形	598	－	598	－	119	20
信用保証協会等による保証付	108,589	8,012	107,912	833	4,888	4
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	18,444	－	18,444	－	18,444	100
合計					1,110,074	

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均(%)
	オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	2025年度					
現金	24,692	—	24,692	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	861,589	60,400	861,589	60,400	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	18,377	—	18,377	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	127,465	3,000	126,902	300	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	3,201	—	3,201	—	100	3
我が国の政府関係機関向け	13,268	—	13,268	—	1,235	9
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	292,687	218,883	292,687	81,202	84,400	23
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	6,010	218,112	6,010	81,162	25,547	29
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	645,406	111,773	631,084	14,853	479,581	74
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	202,126	334,876	192,585	17,051	130,298	62
トランザクター向け	0	254,593	0	4,972	1,945	39
不動産関連向け	619,999	5,425	616,657	5,386	386,991	62
自己居住用不動産等向け	459,754	—	457,444	—	238,298	52
賃貸用不動産向け	153,254	3,521	152,282	3,514	142,208	91
事業用不動産関連向け	2,591	—	2,582	—	2,753	107
その他不動産関連向け	4,398	1,904	4,347	1,871	3,731	60
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	15,276	1,318	15,039	179	19,847	130
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	5,961	—	5,953	—	4,953	83
取立未済手形	498	—	498	—	99	20
信用保証協会等による保証付	106,860	7,759	106,061	803	5,752	5
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	21,585	—	21,585	—	29,254	136
合計					1,142,514	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ.標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	2024年度															
現金	21,083	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	694,928	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	9,971	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	150,303	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	6,891	1,100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	14,851	26,634	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	238	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	350,644	—	87,535	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	2,696	—	72,524	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	3,323	853	—	80,399	—	—	—	—	—	—	—	—	100,858	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	507	—	39,055	—	—	—	—	—	—	—	4,263	2,581	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	1,210	—	—	—	—	—	—	—	4,263	0	—	—	—
不動産関連向け	—	37	—	79,718	22,071	43,967	371	3,900	1,861	19,377	187	13,575	65,506	835	14,471	2,645
自己居住用不動産等向け	—	37	—	79,703	22,071	34,778	371	—	1,861	19,377	—	—	65,504	—	—	2,645
賃貸用不動産向け	—	—	—	14	—	9,188	—	3,900	—	—	187	13,575	—	835	7,640	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	6,831	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	7	—	901	—	—	—	—	—	—	—	—	2,980	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	27	—	568	—	—	—	—	—	—	—	—	1,004	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	598	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	59,863	48,883	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	961,218	78,051	—	552,124	22,071	131,502	371	3,900	1,861	19,377	187	17,839	172,932	835	14,471	2,645

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
2024年度																
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21,083
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	694,928
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,971
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	150,303
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,991
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	41,485
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	238
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	438,184
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	75,220
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	-	-	285,045	-	-	157,526	-	-	-	-	-	-	-	-	628,007
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	135,444	-	-	-	-	9,334	-	-	-	-	-	-	-	-	191,187
トランザクター向け	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,474
不動産関連向け	164,452	66,938	-	-	13	355	-	86,955	2,104	-	-	2,684	-	-	-	592,033
自己居住用不動産等向け	164,119	59,044	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	449,516
賃貸用不動産向け	-	7,893	-	-	-	355	-	86,955	-	-	-	2,684	-	-	-	133,232
事業用不動産関連向け	332	-	-	-	13	-	-	-	2,104	-	-	-	-	-	-	2,451
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,833
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	1,575	-	-	-	-	22,209	-	-	-	27,674
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	4,742	-	-	-	-	-	-	-	-	6,342
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	598
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	108,746
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18,444	-	-	18,444
合計	164,452	202,382	-	285,045	13	355	173,183	86,955	2,104	-	-	24,893	18,444	-	-	2,937,223

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
2025年度																
現金	24,692	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	921,989	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	18,377	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	127,202	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	2,201	1,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	911	12,356	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	277,606	-	96,191	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	6,042	-	81,130	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	3,323	771	-	79,718	-	-	-	-	-	-	-	-	95,370	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	1,342	-	48,177	-	-	-	-	-	-	-	3,804	3,984	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	1,168	-	-	-	-	-	-	-	3,804	-	-	-	-
不動産関連向け	-	39	-	84,733	22,076	43,045	369	3,667	1,829	18,585	90	13,706	63,544	809	13,112	2,529
自己居住用不動産等向け	-	39	-	84,721	22,076	34,000	369	-	1,829	18,585	-	-	63,539	-	-	2,529
賃貸用不動産向け	-	-	-	11	-	9,044	-	3,667	-	-	90	13,706	-	809	6,897	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	6,214	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	6	-	824	-	-	-	-	-	-	-	-	1,577	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	24	-	570	-	-	-	-	-	-	-	-	1,045	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	498	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	49,342	57,522	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,148,041	73,064	-	492,129	22,076	139,236	369	3,667	1,829	18,585	90	17,510	165,522	809	13,112	2,529

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
	2025年度																
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24,692	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	921,989	
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18,377	
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	127,202	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,201	
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13,268	
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	80	-	-	-	373,889	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	87,172	
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	-	-	340,727	-	-	126,026	-	-	-	-	-	-	-	-	645,937	
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	143,390	-	-	-	-	8,939	-	-	-	-	-	-	-	-	209,637	
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,972	
不動産関連向け	165,613	70,882	-	-	34	338	-	110,777	2,345	-	-	3,911	-	-	-	622,043	
自己居住用不動産等向け	165,410	64,340	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	457,444	
賃貸用不動産向け	-	6,542	-	-	-	338	-	110,777	-	-	-	3,911	-	-	-	155,797	
事業用不動産関連向け	202	-	-	-	34	-	-	-	2,345	-	-	-	-	-	-	2,582	
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,219	
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	645	-	-	-	-	12,164	-	-	-	15,219	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	4,312	-	-	-	-	-	-	-	-	5,953	
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	498	
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	106,865	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21,585	-	-	21,585	
合計	165,613	214,272	-	340,727	34	338	139,933	110,777	2,345	-	-	16,156	21,585	-	-	3,110,362	

ヘ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円、%)

2024年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	1,617,012	249,113	90.082	1,750,198
40%～70%	386,658	255,284	10.982	392,754
75%	202,842	48,295	21.302	202,890
80%	－	－	－	－
85%	286,988	47,406	16.075	285,399
90%～100%	169,259	60,225	16.397	173,580
105%～130%	86,444	2,907	100.000	89,060
150%	24,896	1,081	33.771	24,895
250%	18,444	－	－	18,444
400%	－	－	－	－
1,250%	－	－	－	－
その他	－	－	－	－
合計	2,792,548	664,314	42.675	2,937,223

(単位：百万円、%)

2025年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	1,739,399	305,630	92.086	1,879,574
40%～70%	378,397	247,886	10.920	383,777
75%	214,166	67,418	17.681	214,800
80%	－	－	－	－
85%	343,273	63,467	14.472	341,034
90%～100%	134,832	55,690	15.707	140,309
105%～130%	111,119	2,462	100.000	113,122
150%	16,222	880	22.343	16,157
250%	21,585	－	－	21,585
400%	－	－	－	－
1,250%	－	－	－	－
その他	－	－	－	－
合計	2,958,995	743,436	45.871	3,110,362

(注) 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことで。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		117,135	171,205	165,624	164,617	—	—

(注) 当金庫グループは、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

単体と同じ数値のため同開示項目をご参照ください。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. 連結グループがオリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

単体と同じ数値のため同開示項目をご参照ください。

ロ. 連結グループが投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

単体と同じ数値のため同開示項目をご参照ください。

(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 連結貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区分	2024年度		2025年度	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式等	22,800	22,800	28,105	28,105
非上場株式等	15,561	—	15,569	—
合計	38,361	22,800	43,674	28,105

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
売却益	1,180	4,949
売却損	107	25
償却	121	0

(注) 連結損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
評価損益	1,289	3,463

二. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
評価損益	—	—

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

単体と同じ数値のため同開示項目をご参照ください。

(9) 金利リスクに関する事項

連結グループを含めた金利リスクの状況について、関連子会社等が有する資産・負債の規模は単体と比較して僅少であり、金利リスクの影響は限定的であると認識しております。したがって、連結グループの金利リスクについては、単体の開示項目をご参照ください。

店舗一覧(2026年7月1日現在)

店番	店舗名	所在地	電話番号
浜松市中央区			
011	本店営業部	浜松市中央区元城町114-1	053-454-6141
012	東支店	浜松市中央区佐藤1-13-27	053-461-5161
013	追分支店	浜松市中央区布橋1-7-5	053-471-7231
014	駅南支店	浜松市中央区砂山町1132	053-453-9184
015	西ヶ崎支店	浜松市中央区西ヶ崎町95-1	053-434-1711
017	野口支店	浜松市中央区新津町200	053-461-8125
018	板屋町支店	浜松市中央区板屋町539	053-453-4186
020	泉町支店	浜松市中央区泉3-1-61	053-471-8231
021	高林支店	浜松市中央区高林1-6-8	053-471-0441
022	植松支店	浜松市中央区植松町1464-1	053-461-2240
023	伝馬町支店	浜松市中央区伝馬町310-9	053-454-7121
024	本町支店	浜松市中央区法枝町287-1	053-441-5255
025	本郷支店	浜松市中央区本郷町425	053-463-4181
026	蛸塚支店	浜松市中央区鴨江3-76-1	053-455-0511
027	森田支店	浜松市中央区神田町553-3	053-441-8181
028	あずきもち支店	浜松市中央区小豆餅3-17-15	053-437-3221
029	原島支店	浜松市中央区原島町314	053-460-8370
030	三方原支店	浜松市中央区三方原町968-1	053-436-7131
031	湖東支店	浜松市中央区湖東町1000-1	053-486-3521
032	可美支店	浜松市中央区増楽町563-1	053-448-7411
033	上新屋支店	浜松市中央区上新屋町228-12	053-463-2881
034	西山支店	浜松市中央区西山町2212-1	053-485-4811
035	三島支店	浜松市中央区三島町1368	053-442-0211
036	三和支店	浜松市中央区三和町203-6	053-465-0811
037	入野支店	浜松市中央区入野町6173	053-449-3161
038	西町支店	浜松市中央区西町873	053-425-7111
039	富塚支店	浜松市中央区富塚町2063	053-474-5811
041	大瀬支店	浜松市中央区大瀬町2409-1	053-435-1411
042	有玉支店	浜松市中央区有玉北町1746-1	053-435-3161
043	天竜川支店	浜松市中央区天龍川町135-2	053-465-3211
044	志都呂支店	浜松市中央区志都呂2-2-26	053-447-5911
045	篠原支店	浜松市中央区篠原町10080-1	053-449-1151
047	初生支店	浜松市中央区三方原町71-33	053-438-0511
048	笠井支店	浜松市中央区笠井町1270	053-435-3211
050	上島支店	浜松市中央区上島5-13-20	053-472-7221
051	瓜内支店 ^{*1}	浜松市中央区法枝町287-1	053-441-5255
054	和合支店	浜松市中央区和合町154-443	053-473-8391
056	東伊場支店 ^{*2}	浜松市中央区神田町553-3	053-441-8181
058	高丘支店	浜松市中央区高丘北2-8-6	053-438-2627
059	向宿支店	浜松市中央区向宿3-2-8	053-460-5531
060	曳馬支店 ^{*3}	浜松市中央区新津町200	053-461-8125
061	葵西支店 ^{*4}	浜松市中央区三方原町968-1	053-436-7131
064	市野支店	浜松市中央区天王町622	053-421-8011

店番	店舗名	所在地	電話番号
125	海老塚支店 ^{*5}	浜松市中央区砂山町1132	053-453-9184
126	葵町支店 ^{*6}	浜松市中央区小豆餅3-17-15	053-437-3221
138	天王支店 ^{*7}	浜松市中央区原島町314	053-460-8370
140	鴨江支店 ^{*8}	浜松市中央区鴨江3-76-1	053-455-0511
142	小松支店 ^{*9}	浜松市中央区西ヶ崎町95-1	053-434-1711
店外ATM エブリイビッグデー浜松南店／フィールハミング／遠鉄ストア大平台店			
セブンイレブン浜松葵町店／鍛冶町(マルヒビル)／スズキ株式会社			
浜松市役所／リプロス笠井／ピーワンプラザ大人見店／西友浜松上浅田店／主婦の店富塚店			
遠鉄ストア富塚店／遠鉄ストア篠原店／遠鉄ストア天王店／遠鉄ストア新橋店			
遠鉄ストア佐鳴台店／MEGAドン・キホーテ浜松可美店／イオンモール浜松志都呂			
イオンモール浜松市野／ザザシティ(西館)／パロー北寺島店／メイワン			
遠鉄百貨店イ・コ・イスクエア／浜松医療センター／聖隷浜松病院／フードマーケットマム篠原店			
マム肉市場テクノ店／杏林堂スーパードラッグストア姫街道店			

浜松市浜名区			
040	浜北支店	浜松市浜名区貴布祢694-1	053-586-1121
053	中川支店	浜松市浜名区細江町中川1901-1	053-523-2652
055	於呂支店	浜松市浜名区豊保1202-2	053-588-3921
063	浜北東支店	浜松市浜名区本沢合171-1	053-585-1841
066	都田支店	浜松市浜名区都田町8111	053-428-6600
067	きらりタウン支店	浜松市浜名区染地台3-32-19	053-587-6211
120	鹿島支店 ^{*10}	浜松市浜名区豊保1202-2	053-588-3921
129	美園支店 ^{*11}	浜松市浜名区貴布祢694-1	053-586-1121
店外ATM メガセレクトライアル浜北店／プレ葉ウォーク浜北／遠鉄ストア浜北店／十全記念病院			

浜松市天竜区			
112	二俣支店	浜松市天竜区二俣町二俣1295-1	053-925-3101
116	佐久間支店	浜松市天竜区佐久間町佐久間429-1	053-966-5540
117	水窪支店	浜松市天竜区水窪町奥領家2978	053-987-0173
118	春野支店	浜松市天竜区春野町宮川1467-2	053-983-0070
店外ATM 西鹿島駅前出張所／春野支店春野出張所／佐久間支店佐久間出張所			

店番	店舗名	所在地	電話番号
磐田市			
049	豊田支店	磐田市上新屋496-1	0538-32-3511
110	磐田本店営業部	磐田市中泉1-2-1	0538-32-5111
111	見付支店	磐田市見付4007-10	0538-32-3151
113	福田支店	磐田市福田402	0538-55-2151
123	竜洋支店	磐田市豊岡6858	0538-66-3231
124	香りのまち支店	磐田市立野492-1	0538-35-4533
127	東部台支店	磐田市西貝塚3687	0538-36-1211
128	国府台支店	磐田市国府台94-1	0538-36-1171
130	豊岡支店	磐田市新開521	0539-62-5121
133	今之浦支店 ^{※12}	磐田市中泉1-2-1	0538-32-5111
134	岡田支店	磐田市上岡田1023-1	0538-37-3311
136	富士見町支店	磐田市富士見町2-30-10	0538-37-6331
137	西支店 ^{※13}	磐田市上岡田1023-1	0538-37-3311
139	豊田北支店 ^{※14}	磐田市上新屋496-1	0538-32-3511
143	東新町支店 ^{※15}	磐田市中泉1-2-1	0538-32-5111
店外ATM 遠鉄ストア磐田店／磐田市立総合病院／磐田市役所／イオンタウン磐田			
アピタ磐田店／遠鉄ストア見付店／遠鉄ストア池田店／ららぽーと磐田			
マックスバリュ豊田店			

湖西市			
016	鷺津支店	湖西市鷺津5297	053-576-1621
052	新居支店	湖西市新居町浜名182-1	053-594-5652
057	新所原支店	湖西市駅南3-1-43	053-577-4173
店外ATM 遠鉄ストア湖西店			

店番	店舗名	所在地	電話番号
袋井市			
068	袋井中央支店	袋井市国本3359-1	0538-44-1811
114	袋井支店	袋井市高尾町6-15	0538-42-3261
131	山梨支店	袋井市上山梨511-52	0538-48-6132
132	久能支店 ^{※16}	袋井市国本3359-1	0538-44-1811
135	浅羽支店	袋井市浅名1036-2	0538-23-6641
店外ATM 遠鉄ストア浅羽店／イオン袋井店			
周智郡森町			
115	森町支店	周智郡森町森2112-1	0538-85-3161
掛川市			
141	掛川支店	掛川市中央2-19-11	0537-22-8611
141	掛川支店 掛川駅前出張所	掛川市亀の甲1-3-1	0537-25-6240
店外ATM 掛川グランドホテル			
菊川市			
144	菊川支店	菊川市加茂5989	0537-25-7215

※1「本町支店」内にて営業しております。※2「森町支店」内にて営業しております。
 ※3「野口支店」内にて営業しております。※4「三方原支店」内にて営業しております。
 ※5「駅南支店」内にて営業しております。※6「あずきもち支店」内にて営業しております。
 ※7「原島支店」内にて営業しております。※8「鯉塚支店」内にて営業しております。
 ※9「西ヶ崎支店」内にて営業しております。※10「於呂支店」内にて営業しております。
 ※11「浜北支店」内にて営業しております。※12「磐田本店営業部」内にて営業しております。
 ※13「岡田支店」内にて営業しております。※14「豊田支店」内にて営業しております。
 ※15「磐田本店営業部」内にて営業しております。
 ※16「袋井中央支店」内にて営業しております。

海外拠点

名称	所在地	電話番号
バンク駐在員事務所	No.5, TPA29 Building, 4th Floor, Room No.10, Sukhumvit 29 Alley, Sukhumvit Road, Khlong Toei Nuea Sub-District, Watthana District, Bangkok 10110	+66-(0)2-126-0924

UD FONT
 見やすいユニバーサルデザイン
 フォントを採用しています。

浜松いわた信用金庫

〒430-0946 浜松市中央区元城町114-1
 ホームページ <https://hamamatsu-iwata.jp>



商品・サービスに関するお問い合わせ、各種ご相談・ご意見・ご要望

営業統括部お客様サービス課 ☎0120-307-804(平日9:00～17:00)